

第 3 編  
資料

○三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約

平成19年3月26日

告示第75号

(委託事務の範囲)

第1条 三川町（以下「甲」という。）は、甲の区域内における次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を鶴岡市（以下「乙」という。）に委託し、乙はこれを受託する。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち乙の一般廃棄物処理施設において処理が可能な廃棄物の処理

(2) 前号により生じる残さの最終処分

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則、規程等（以下「乙の条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とし、甲はこれを乙に納付するものとする。

2 前項の経費の額及び納付の方法は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

(予算の計上)

第4条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算に計上するものとする。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等は、すべて乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第6条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、当該決算の委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(管理及び執行の状況の通知)

第7条 乙の長は、各年度の終了後、速やかに委託事務の管理及び執行の状況を甲の長に通知するものとする。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第8条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に適用される乙の条例等を制定し、又は改廃したと

きは、直ちに甲の長に通知しなければならない。

(委託事務の廃止)

第9条 委託事務の全部又は一部を廃止しようとする場合は、廃止しようとする日の6月前までに相手方に通知し、協議しなければならない。

2 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長は、当該剰余金を速やかに甲に還付するものとする。

(その他必要な事項)

第10条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長及び乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

三川町と鶴岡市との間における一般廃棄物の処理に係る  
事務の委託に関する協定書

三川町（以下「甲」という。）と鶴岡市（以下「乙」という。）とは、三川町と鶴岡市との間の一般廃棄物の処理に係る事務の委託に関する規約（平成19年三川町告示第21号及び平成19年鶴岡市告示第75号。以下「規約」という。）第1条第1号及び第3条第2項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（処理する廃棄物の範囲）

第1条 乙が処理する廃棄物の範囲は、甲において排出された廃棄物で、甲が廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第2項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を委託した者（以下「委託業者」という。）及び甲の長が法第7条第1項の規定により一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者として許可した者（以下「許可業者」という。）が収集、運搬したもの並びに甲の住民又は事業者が自ら運搬したもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥（農業集落排水処理施設汚泥を含む。）
- (2) 家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみ
- (3) 事業所から排出される可燃ごみ
- (4) 家庭から排出される粗大ごみ
- (5) 粗大ごみ残さ

2 甲は、規約第1条に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の円滑な管理及び執行を図るため、分別して収集する一般廃棄物の種類及び分別区分について、乙と同一にするものとし、前項第2号のごみの収集には乙の指定する袋を使用するものとする。

（委託業者）

第2条 甲は、法第6条の2第2項に規定する委託を行ったときは、当該委託契約書の写しを添え、速やかに、乙に通知するものとする。

（許可業者）

第3条 甲は、法第7条第1項又は法第7条の2第1項に規定する許可を行ったときは、当該許可書の写しを添え、速やかに、乙に通知するものとする。

（処理計画）

第4条 甲は、法第6条第1項の規定に基づく計画を定めたときは、計画書を添え、速やかに、乙に通知するものとする。

（費用負担の方法）

第5条 規約第3条第2項に規定する委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託料」という。）は処理単価及び処理量に基づき算定し、その方法

については別に定めるものとする。

2 委託料は、毎会計年度、4月、7月、10月及び1月に分割して納付するものとする。

3 委託料は、実績に応じて清算するものとし、翌年度の委託料において調整するものとする。

(委託料の通知)

第6条 乙は、甲に対し翌年度の委託料の額を、当該年度の2月末までに通知するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年4月1日

三川町大字横山字西田85

(甲) 三川町  
三川町長 阿部



鶴岡市馬場町9-25

(乙) 鶴岡市  
鶴岡市長 富塚陽一



事 務 連 絡

平成 30 年 8 月 6 日

関係県廃棄物主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

経済産業省商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

8月5日からの大雨により

被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

今般、8月5日からの大雨で甚大な被害が生じており、これに伴い、膨大な量の災害廃棄物が発生することが見込まれます。

災害廃棄物の中には、被災した家電リサイクル法対象品目についても多く混入していることが想定されますが、現場の状況に鑑みた柔軟な対応も必要とされるものと思われ  
ます。

については、被災した家電リサイクル法対象品目の処理について別紙のとおり取りま  
とめましたので送付します。貴管下市町村に対しても周知いただくようお願い申し上げま  
す。

<連絡先>

環境省環境再生・資源循環局

総務課リサイクル推進室

担当：中根、高橋

TEL：03-5501-3153（直通）

E-mail：[hairi-recycle@env.go.jp](mailto:hairi-recycle@env.go.jp)

経済産業省商務情報政策局

情報産業課環境リサイクル室

担当：鈴木、田中

TEL：03-3501-6944（直通）

E-mail：[kaden-recycle@meti.go.jp](mailto:kaden-recycle@meti.go.jp)

## 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

被災した家電リサイクル法対象品目の処理方法は、以下のとおり。

1. 被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であることから、被災した家電リサイクル法対象品目については、災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理することもやむを得ない。

2. 他のがれき等と混在していない場合など分別が可能な場合は以下の手順で実施。

### 第1ステップ：自治体が、分けられる範囲で分別・保管

○自治体が、収集した災害廃棄物の中から、可能な範囲で、家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を分別

### 第2ステップ：自治体が、リサイクルが見込めるかを判断

○破損・腐食の程度等を勘案し、リサイクル可能（有用な資源の回収が見込める）か否かを、自治体が判断

○判断が困難な場合は、家電メーカーが支援

※支援受付窓口：（一財）家電製品協会 環境部 03-6741-5604

### 第3ステップ：自治体が、指定引取場所に搬入又は処理

→リサイクルが見込める場合

家電リサイクル法に基づく指定引取場所に搬入後、家電メーカーがリサイクルを実施

→リサイクルが見込めない場合

災害廃棄物として、他の廃棄物と一括で処理

### 注意点

○家電リサイクル法対象品目を災害廃棄物から分別することは、家電リサイクル法上は、義務ではない。

○一方、家電リサイクル法対象品目の処理に際しては、廃棄物処理法の処理基準（特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法）に基づいて処理する義務あり。

○ただし、過去の災害（例：東日本大震災、熊本地震、大阪府北部を震源とする地震、平成28年台風10号、平成30年7月豪雨）においては、リサイクルが見込めない場合には、災害廃棄物として一括して処理をするのが通例。

○市町村が家電メーカーに引き渡した場合に発生するリサイクルの費用（リサイクル料金を含む）及び災害廃棄物の処理費用は、国庫補助（災害等廃棄物処理事業費補助金）の対象となる\*。

※国庫補助の対象要件：政令指定都市にあつては80万円以上、その他の市町村にあつては40万円以上の事業費を要した場合（補助率1/2）

○なお、自治体が災害廃棄物を指定引取場所に引き渡す場合、家電リサイクル券が必要です。家電リサイクル券（自治体用券）をお急ぎで必要な場合は、一般財団法人家電製品協会（03-6741-5607）に御相談ください。

以上

家電リサイクル券(自治体用券)を用意しておく、災害などに伴い特定家庭用機器廃棄物が発生した場合において、製造業者等への引渡しを迅速に行うことができます。

## ① 概要

- ◆ 家電リサイクル券(自治体用券)は、一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC)がシステムの運営を行っている、自治体(一部事務組合等を含む。)向けの家電リサイクル券です。
- ◆ 自治体は、家電リサイクル券(自治体用券)を用いて、特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶・プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの)について、指定引取場所で製造業者等に引き渡すことが可能です。

## ② 費用

- ◆ 自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用意するに当たって、自治体の費用負担は生じません。  
※自治体においては、入会費・年会費・家電リサイクル券印刷費・家電リサイクル券郵送費は発生しません。
- ◆ 災害などに伴い自治体が家電リサイクル券(自治体用券)を用いて特定家庭用機器廃棄物を指定引取場所で製造業者等に引き渡す場合、リサイクル料金は原則として翌月初旬にRKCから自治体に送付される請求書により、まとめて口座振込で支払うこととなります。  
※災害に伴い発生した特定家庭用機器廃棄物に関して自治体が負担するリサイクル料金については、国庫補助(環境省「災害等廃棄物処理事業費補助金」)の対象となり得ます。

## ③ 入会手続

- ◆ 入会申込書に必要事項を記入してRKCに郵送します。通常、入会申込書の到着後2週間程度で入会手続が完了します(申込みが集中する期間については、この限りではありません。)
- ◆ まずは下記ホームページを御覧の上、入会申込書や会員規約等をRKCに御請求ください。

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター(RKC) 家電リサイクル券(自治体用券)紹介ページ

<http://www.rkc.aeha.or.jp/localgov/index.html>

RKCコールセンター

TEL0120-319640 (午前9時～午後6時(日・祝休))

平成30年8月6日追記

自治体用券をお急ぎで必要とする場合の相談先(災害発生時)  
一般財団法人家電製品協会(Tel03-6741-5607)

## 10 一般廃棄物処理施設（焼却施設）施設別処理可能量

地域名	施設名称	年間 処理量 <sup>※1</sup>	処理 能力	年間処理 可能量 <sup>※2</sup>	稼働率	余裕分	災害廃棄物 処理 可能量 <sup>※3</sup>
		(t/年)	(t/日)	(t/年)	(%)	(t/年)	(t/年)
山形組合	山形市半郷清掃工場	39,727	180	48,384	82.1	8,657	3,462.8
	山形市立谷川清掃工場	41,102	180	48,384	84.9	7,282	2,912.8
西村組合	西村山広域行政事務組合 寒河江地区クリーンセンターごみ焼却処理施設	16,954	100	26,880	63.1	9,926	3,970.4
東根組合	東根市外二市一町共立衛生処理組合 ごみ焼却処理施設	41,187	195	52,416	78.6	11,229	4,491.6
尾花沢組合	尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 ごみ処理施設	6,475	30	8,064	80.3	1,589	635.6
最上組合	最上広域市町村圏事務組合 エコプラザもがみ	20,367	90	24,192	84.2	3,825	1,530.0
置賜組合	置賜広域行政事務組合 千代田クリーンセンターごみ焼却施設	55,475	255	68,544	80.9	13,069	5,227.6
鶴岡市	鶴岡市ごみ焼却施設	43,647	165	44,352	98.4	705	282.0
酒田組合	酒田地区広域行政組合ごみ焼却施設	48,111	196	52,685	91.3	4,574	1,829.5
合 計		313,045		373,901	83.7	60,856	24,342

※1 平成26年度実績

※2 年間処理可能量＝処理能力（t/日）×年間稼働日数280日×調整率0.96で算出。

※3 分担率は40%を設定。

出典：「平成26年度一般廃棄物処理実態調査」（平成28年3月 環境省）より

## 11 産業廃棄物処理施設（焼却施設）施設別処理能力

管轄	許可番号	業者名	施設種類	処分業許可	処理能力		許可年月日	備考※1
					kg/h	千t/年※2		
村山	203-12	㈱深瀬商店	汚泥	○	457	—	H13.07.04	
	208-58	㈱キヨシミ産研	廃プラ	○	2,900	19.6	H17.02.10	○
	208-37	中央公害清掃㈱	廃プラ	○	2,000	4.48	H07.03.28	○
	208-52	東北クリーン開発㈱	廃プラ	○	3,333	22.4	H13.12.12	○
	208-55	㈱ミツワ企業	廃プラ	○	2,290	15.4	H14.08.02	○
	217-33	アースリストア㈱	産廃	○	600	—	H10.02.26	
	217-54	㈱エービーシー環境開発	産廃	○	600	—	H10.07.28	
	217-60	㈱タケカツ重機工業	産廃	○	1,900	—	H15.07.03	
	217-01	㈱茨木建設	産廃	○	2,000	—	H04.09.29	
	208-62	㈱クリーンパワー山形	廃プラ	○	3,958	26.6	H26.01.10	○
	208-00	山形スリーエム㈱	廃プラ		360	—	S51.01.24	
	208-61	㈱アシスト	廃プラ	○	2,700	—	H22.01.26	休止中
最上	208-50	㈱東北クリーンテックス	廃プラ	○	672	1.505	H10.07.02	○
	208-54	㈱最上クリーンセンター	廃プラ	○	3,250	21.84	H14.05.14	○
	217-05	最上共同クリーン㈱	産廃	○	2,650	—	H06.04.12	休止中
庄内	203-13	庄内広域行政組合	汚泥		1,050	—	H13.08.08	
	208-48	オイルケミカルサービス㈱	廃プラ	○	1,942	13.048	H10.01.13	○
	208-53	花王㈱酒田工場	廃プラ	○	833	5.6	H14.04.24	○
	208-56	㈱幸輪	廃プラ	○	590	—	H15.06.02	休止中
	217-04	㈱渡部砂利工業所	産廃	○	2,000	—	H05.11.22	
	208-57	㈱管理システム	廃プラ	○	514	3.444	H15.08.19	○
	217-37	小野寺建設㈱	産廃	○	600	—	H10.02.27	
置賜	203-06	㈱テルス	汚泥	○	1,650	—	H05.01.27	休止中
	208-33	㈱新興総業	廃プラ		449	—	H05.05.31	休止中
	217-11	㈱新興総業	汚泥		3,000	—	H08.11.26	休止中
	208-20	ディスプレイ㈱	廃プラ	○	1,470	6.37	H02.12.15	○
	217-45	㈱丸光建設工業	産廃	○	1,500	—	H10.03.27	

※1 備考が「○」の施設は、廃プラの焼却施設として抽出した施設。

※2 年間処理能力は、抽出した施設のみ記載。年間280日稼働として計算。

出典：「平成27年度山形県の産業廃棄物処理状況について」（平成28年12月 山形県循環型社会推進課）を一部加工

## 12 産業廃棄物処理施設（がれき類の破碎施設）施設別処理能力

No	市町村	処分量 許可	施設 許可番号	設置者名	処理能力
1	新庄市	有	219-06	有限会社ケイ・ディー・ディー	560t/d(8h)
2	尾花沢市	有	219-83	ことぶき建設株式会社	680トン/日(8時間)
3	山形市	有	219-69	株式会社ジオテック	10.9t/日・8時間
4	山辺町	有	219-26-01	有限会社スズキ建設工業	200t/d
5	上山市	有	219-19	有限会社タケカツ重機工業	688t/d
6	天童市	有	219-63	有限会社ツチャクリーン	480t/日・8時間
7	米沢市	有	219-05	ディスプレイ株式会社	600t/日(がれき類)
8	酒田市	有	219-54	有限会社トワイスボーン	411.2t/d(51.4t/h)
9	新庄市	有	219-14	ひまわり物流建設株式会社	432t/d(8h)
10	酒田市	有	219-08	株式会社カナン	888t/d
11	山形市	有	219-47	株式会社クリーンシステム	880t/d
12	山形市	有	219-75	株式会社マツバラ工業	317.6t/日(8時間)
13	酒田市	有	219-12-01	株式会社ミウラ工業	560t/d
14	山形市	有	219-31	株式会社やいち	680t/日・8時間
15	山形市	有	219-55	株式会社やいち	680t/日・8時間
16	寒河江市	有	219-70	株式会社ヤマゼン	468トン/日(8時間)
17	庄内町	有	219-01	株式会社安藤組	560t/d
18	寒河江市	有	219-03	井上工業株式会社	775トン/日・8時間
19	河北町	有	219-45-01	株式会社茨木建設	600t/d
20	高島町	有	219-21	羽山総合建設株式会社	320t/日(8時間)
21	上山市	有	219-24	羽陽建設株式会社	560t/d
22	大石田町	有	219-10	有限会社遊藤商事	200t/d
23	山形市	有	219-23	有限会社遊藤土建工業	688t/d-8H
24	新庄市	有	219-15-01	有限会社奥山建材	がれき類 320t/日(8時間)
25	川西町	有	219-04-01	株式会社横山興業	864t/日
26	小国町	有	219-32-01	株式会社横川建設	58.9トン/日
27	小国町	有	219-31	株式会社横川建設	320t/日
28	山形市	有	219-59-01	岡崎工業株式会社	464t/日(8時間)
29	舟形町	有	219-12	株式会社柿崎重機	1600t/日(8時間)
30	尾花沢市	有	219-66-01	柿崎力治朗	400t/日・8h
31	酒田市	有	219-03	環清工業株式会社	360t/d
32	米沢市	有	219-03	有限会社丸光建設工業	320t/日(8時間)
33	東根市	有	219-67	株式会社菊地建設	484t/日・8時間
34	寒河江市	有	219-29	菊池商事株式会社	544t/日・8時間
35	村山市	有	219-14	株式会社建北社	256t/日・8時間
36	南陽市	有	219-14	株式会社県南	480t/日
37	酒田市	有	219-43	株式会社今野重機建設	1,400t/日
38	西川町	有	219-18	佐藤建設工業株式会社	1200t/日・8時間
39	最上町	有	219-10	株式会社最上クリーンセンター	800t/d(8h)
40	遊佐町	有	219-10	株式会社齋藤工業	344-1040t/d(8h)
41	飯豊町	有	219-28	株式会社三ツ柳道路	337t/日(8時間)
42	鶴岡市	有	219-18	株式会社三浦土建	646.96t/d
43	山形市	有	219-40	株式会社山形一進社	344t/日・8時間
44	寒河江市	有	219-37-02	山形中央アスコン株式会社	640t/日・8時間
45	米沢市	有	219-02	山形陸上運送株式会社	720t/日(8時間)
46	酒田市	有	219-11	志田建設株式会社	848t/d
47	飯豊町	有	219-36	鹿島道路株式会社	326.4t/日(8時間)
48	酒田市	有	219-52	酒井鈴木工業株式会社	320t/日(8時間)

No	市町村	処分業 許可	施設 許可番号	設置者名	処理能力
49	酒田市	有	219-07	酒田グリーン開発株式会社	320t/d
50	東根市	有	219-21	升川建設株式会社	400t/d・8H
51	鶴岡市	有	219-15-01	小野寺建設株式会社	858t/d(12h)
52	新庄市	有	219-11	沼田建設株式会社	280t/d(8h)
53	酒田市	有	219-06	進和工業株式会社	384t/d
54	鶴岡市	有	219-24	有限会社青木建材	コンクリート、ガラスくず及び陶磁器くず:400t/日(8h)、アス ファルト:280t/日(8h)
55	白鷹町	有	219-27	株式会社青木商事	320t/日(8時間)
56	中山町	有	219-39	石川建設産業株式会社	544t/日・8時間
57	高島町	有	219-45	みどり環境建設株式会社	800t/8h
58	大蔵村	有	219-07	株式会社大蔵産業	560t/d(8h)
59	朝日町	有	219-60	大東建設株式会社	51.6t/h 410t/日・8時間
60	長井市	有	219-25	長井環境株式会社	400t/日(8時間)
61	鶴岡市	有	219-51	鳥海採石工業株式会社	680t/日(8時間)
62	鶴岡市	有	219-50	鶴岡建設株式会社	480t/8h
63	鶴岡市	有	219-38	鶴岡砂利企業株式会社	560t/日
64	鶴岡市	有	219-21	田川砂利工業株式会社	がれき類 640t/d(8h)、ガラスくず 300t/d(8h)
65	米沢市	有	219-09	有限会社田沢砂利工業	400t/日(8時間)
66	鶴岡市	有	219-35	株式会社渡会電気土木	684t/日(8h)
67	酒田市	有	219-04	株式会社渡部砂利工業所	864t/d
68	山形市	有	219-11	株式会社渡辺工業	680t/日・8時間
69	米沢市	有	219-01	有限会社東南電材	20.8t/日(8時間)
70	寒河江市	有	219-32	東邦砕石株式会社	640t/d・8H
71	山形市	有	219-09	日本道路株式会社	480トン/日(8H)
72	鶴岡市	有	219-05-01	日本道路株式会社	440t/d
73	酒田市	有	219-41	福田道路株式会社	560t/日(8時間)
74	米沢市	有	219-12	株式会社竹田組	1,096t/日(8h)
75	天童市	有	219-76	株式会社蜂谷建設	320トン/日(8時間)
76	大石田町	有	219-08-02	有限会社北都リサイクルセンター	320t/d・8H
77	舟形町	有	219-16	有限会社門脇産業	709t/日(8時間)
78	尾花沢市	有	219-77	株式会社矢作組	580トン/日(8時間)
79	寒河江市	有	219-01	國井建設株式会社	400t/d
80	中山町	有	219-34-01	有限会社國井建設興業	200t/d
81	山形市	有	219-36	山形中央アスコン株式会社	240t/日(8時間)
82	尾花沢市	有	219-87	株式会社奥山建設工業所	680t/日(8時間)
83	南陽市	有	219-48	株式会社イトウ	477.6トン/日(8時間)
84	山形市	有	219-94	株式会社山形一進社	680t/日(8時間)
85	西川町	有	219-96	千成興業株式会社	200トン/日(8時間)
86	鮭川村	有	219-20	最上共同クリーン株式会社	640トン/日(8時間)
87	鶴岡市	有	219-58	ディスボテック株式会社	1,120トン/日(8時間)
88	山形市	有	219-98	株式会社マツバラ工業	1,400 t/日(8時間)、175 t/h
89	米沢市	有	219-11	株式会社NIPPO	400t/日(8時間)
90	庄内町	有	219-13	株式会社NIPPO	400t/d
91	寒河江市	有	219-42	株式会社アールテック	560t/日・8時間

出典：「平成27年度山形県の産業廃棄物処理状況について」（平成28年12月 山形県循環型社会推進課）

## 13 産業廃棄物処理施設（木くず）施設別処理能力

No	市町村	処分量 許可	施設 許可番号	設置者名	処理能力
1	尾花沢市	有	219-82	ことぶき建設株式会社	132トン/日(8時間)
2	山形市	有	219-69	株式会社ジオテック	10.9t/日・8時間
3	米沢市	有	219-06	デイスボ株式会社	廃プラスチック類 4.76t/日、ゴムくず 3.76t/日、 その他木くず等 98t/日・8h
4	南陽市	有	219-43	株式会社イトウ	50.4t/日(8時間)
5	長井市	有	219-39	有限会社エコファーム長井	240t/日(8時間)
6	山形市	有	219-46-02	株式会社グリーンシステム	200t/d
7	山辺町	有	219-53	株式会社プライム	64トン/日・8時間
8	東根市	有	219-74-01	株式会社モリヤ	木くず 26.8t/日(8時間)
9	村山市	有	219-84	やまがたグリーンリサイクル株式会社	240トン/日(8時間)
10	寒河江市	有	219-51	株式会社阿部林業	194.4t/日・8時間
11	河北町	有	219-44-01	株式会社茨木建設	72t/日・8時間
12	川西町	有	219-33	株式会社横山興業	75.5t/日(14H)
13	川西町	有	219-34	株式会社横山興業	49.0t/日(14H)
14	小園町	有	219-31	株式会社横川建設	320t/日
15	新庄市	有	219-02-01	有限会社柿崎重機	616t/日(8時間)
16	米沢市	有	219-41-01	有限会社県南チップ	180t/日(8h)
17	東根市	有	219-80	高谷建設株式会社	401トン/日(8時間)
18	鮭川村	有	219-04	最上共同グリーン株式会社	132t/d(8h)
19	米沢市	有	219-17	株式会社バイオリソース	132t/日(8時間)
20	高島町	有	219-19	みどり環境建設株式会社	12t/日
21	高島町	有	219-44	みどり環境建設株式会社	56t/8h
22	山辺町	有	219-16	中央公害清掃株式会社	34.8t/日・8時間
23	長井市	有	219-46	長井環境株式会社	80t/日(8時間)
24	米沢市	有	219-10	有限会社田沢砂利工業	64m <sup>3</sup> /日(8時間)
25	酒田市	有	219-40	株式会社渡部砂利工業所	13.0t/日(8時間)
26	大石田町	有	219-65	有限会社北郡リサイクルセンター	28.2t/日・8H
27	尾花沢市	有	219-81	株式会社矢作組	132トン/日(8時間)
28	遊佐町	有	219-36	株式会社遊佐製材所	240t/d(8h)
29	遊佐町	有	219-55	マル元運輸有限会社	124t/日(8時間)
30	新庄市	有	219-19	有限会社ケイ・ディー・ディー	240t/日(8時間)
31	酒田市	有	219-56	株式会社今野重機建設	80t/日(8時間)
32	天童市	有	219-88-01	株式会社菊地建設	103トン/日(8時間)
33	山形市	有	219-89	株式会社マツバラ工業	264トン/日(8時間)
34	鶴岡市	有	219-57	株式会社渡会電気土木	360.2t/日(10時間)
35	天童市	有	219-95	有限会社ツチャグリーン	200.2トン/日・8時間
36	鮭川村	有	-	最上共同グリーン株式会社	4.16t/d(8h)
37	白鷹町	有	219-51	新輝産業株式会社	89.6トン/日(8時間)
38	山形市	有	219-97	株式会社山形一進社	96t/日(8時間)、12t/時間
39	南陽市	有	219-53	株式会社イトウ	48.8t/日(8時間)
40	寒河江市	有	219-56	株式会社アールテック	104.0t/日(13.0t/h・8時間)

出典：「平成27年度山形県の産業廃棄物処理状況について」(平成28年12月 山形県循環型社会推進課)

## 14 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

	廃プラ類の焼却施設		木くずの破砕処理施設		がれき類の破砕施設	
	設置数(箇所)	処理能力※1 (千t/年)	設置数(箇所)	処理能力※1 (千t/年)	設置数(箇所)	処理能力※1 (千t/年)
山形組合	5	88.5	6	188	18	2,726
西村山組合			2	84	10	1,550
東根組合			6	292	6	711
尾花沢組合			3	82	6	801
最上組合	2	23.3	4	278	9	1,652
置賜組合	4	6.4	14	411	18	2,313
鶴岡市	1	3.4	1	101	10	1,789
酒田組合	2	18.6	4	128	14	2,496
総計	11	140.2	40	1,562	91	14,039

※1 処理能力は、年間稼働日数を280日として計算。

出典：「平成27年度山形県の産業廃棄物処理状況について」（平成28年12月 山形県循環型社会推進課）

## 15 粗大ごみ処理施設

地方公共団体名	施設名	年間 処理量 (t/年度)	処理対象 廃棄物	処理 方式	処理能力※1		余裕分 (t/年)	災害廃棄物 処理 可能量※2 (t/年)	産業廃棄 物の搬入 の有無
					(t/日)	(t/年)			
東根市外二市一町共 立衛生処理組合	東根市外二市一町共立衛生処理 組合粗大ごみ処理施設	1,703	粗大ごみ, 不燃ごみ	破砕	20	5,376	3,673	1,469	無
山形広域環境事務組 合	山形広域環境事務組合立谷川リ サイクルセンター	6,362	粗大ごみ, 不燃ごみ	併用	100	26,880	20,518	8,207	無
置賜広域行政事務組 合	置賜広域行政事務組合長井ク リーンセンター粗大ごみ処理施設	3,254	粗大ごみ, 不燃ごみ	併用	35	9,408	6,154	2,462	無
西村山広域行政事務 組合	西村山広域行政事務組合寒河江 地区クリーンセンター粗大ごみ 処理施設	749	粗大ごみ, 不燃ごみ	併用	30	8,064	7,315	2,926	有
酒田地区広域行政組 合	酒田地区広域行政組合粗大ごみ 処理施設	1,914	粗大ごみ	併用	12	3,226	1,312	525	無
合 計		14,215			197	52,954	38,972	16,033	

※1 年間の処理能力は、年間稼働日数を280日として計算。

※2 分担率は40%を設定。

出典：「平成26年度一般廃棄物処理実態調査」（平成28年3月 環境省）

## 17 一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合名	施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	埋立開始 埋立終了 (終了見込)	埋立実績 27年度 (上段:㎡) (下段:t)
山形市	山形市上野最終処分場	不燃・直搬 燃渣・他	山間 自己所有	セル 一部 委託	109,983 43,970	506,471 154,571	平 10.4	13,700 29,699
西村山広域行政事務組合	大平埋立処分地	不燃・直搬 燃渣・他	山間 自己所有	セル, サンド 委託	58,496 22,400	145,234 56,328	昭 60.6 (平 42.2)	2,311 2,391
東根市外二市一町共立衛生処理組合	下釜最終処分場	燃渣・処渣 灰固化物	平地 自己所有	セル 直営	66,700 44,300	195,200 86,327	平 12.4 (平 39.3)	15,724 5,229
尾花沢市大石田町環境衛生事業組合	白鷺埋立地	不燃・燃渣	山間 その他	セル 直営	33,558 6,200	40,230 11,803	平 11.4 (平 26.3)	771 771
最上広域市町村圏事務組合	リサイクルプラザもがみ旧最終処分場	不燃・直搬 処渣・燃渣	山間 自己所有	サンド 委託	114,250 71,000	188,994 247	昭 54.7 平 24.10	0 0
	リサイクルプラザもがみ最終処分場	不燃・直搬 処渣・燃渣	山間 自己所有	サンド 委託	114,250 21,200	197,000 75,301	平 10.4 (平 53.3)	10,449 6,136
酒田市	新林埋立地	不燃・処渣 粗・他	山間 自己その他	サンド 一部 委託	79,422 67,996	461,087 50,393	昭 54.12	764 1,732
酒田地区広域行政組合	最終処分場	不燃・処渣 燃渣	山間 自己所有	セル, サンド 委託	137,020 34,000	366,000 87,801	平 3.4	4,875 4,239
鶴岡市	岡山一般廃棄物最終処分場	不燃・処渣 燃渣	平地 自己所有	サンド 一部 委託	105,784 23,400	225,000 37,320	平 9.4 (平 30.3)	8,122 6,556
置賜広域行政事務組合	千代田クリーンセンター 浅川最終処分場	不燃・処渣 燃渣・他	平地 自己所有	セル, サンド 一部 委託	83,893 61,070	323,430 56,125	平 5.4 (平 32.3)	6,425 8,623

出典：平成 28 年度循環白書

## 18 産業廃棄物最終処分場

		施設名	所在地	許可年月日	面積 (㎡)	容量 (m <sup>3</sup> )	平成27年度末 残余容量 (m <sup>3</sup> )	
処理業者	安定型最終処分場	1	東北クリーン開発㈱	中山町大字土橋	H12.2.28	42,647	769,830	89,168
		2	㈱最上クリーンセンター	最上町大字東法田	H28.2.18	48,000	873,210	472,835
		3	㈱荒正	山形市蔵王上野	S59.8.23	17,850	171,800	5,600
		4	㈱渡辺商店	米沢市大字赤崩	H2.3.1	9,838	50,135	20,708
		計4施設				118,335	1,864,975	588,311
	管理型最終処分場	1	ジークライト㈱	米沢市大字板谷	H28.2.18	111,804	4,120,082	2,556,820
		2	テルス㈱	白鷹町大字柄窪	S54.11.17	51,286	1,270,232	283,979
		3	㈱アシスト	村山市大字富並	H8.3.28	45,800	874,790	310,173
		4	㈱荒正	山形市蔵王上野	S62.4.7	26,690	242,300	12,500
		5	中央公害清掃㈱第一	山辺町大字北山	S54.3.30	8,449	170,089	52,478
		6	中央公害清掃㈱第二	山辺町大字北山	S59.11.7	12,438	230,848	15,354
		7	㈱キヨスミ産研	中山町大字土橋	H8.9.18	27,986	351,084	47,241
		8	福興プラント建設㈱	米沢市大字板谷	S63.12.7	6,563	77,437	20,837
		10	㈱エコス米沢	米沢市大字築沢	H11.12.27	31,680	245,475	107,397
合計10施設				322,696	7,582,337	3,406,779		
処理業者 合計14施設				449,031	441,031	9,447,312		

※ 平成27年度産業廃棄物処理実績

※ 「残余容量」は、年度末の計量、又は、推定値である。

第 号  
年 月 日

山形県知事 様

鶴岡市長 印

災害等廃棄物処理の事務委託について（協議）（案）

このことについて、別紙のとおり規約を定め、災害等廃棄物処理の事務を委託したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項により協議します。

## 鶴岡市と山形県との間の災害等廃棄物処理の事務の委託に関する規約（案）

（災害廃棄物等処理の事務の委託）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、鶴岡市は、その事務として行う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 22 条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理（以下、「災害等廃棄物処理の事務」という。）を山形県に委託する。

（委託事務の範囲）

第 2 条 前条の規定により山形県に委託する災害等廃棄物処理の事務（以下、「委託事務」という。）の範囲は、【●災害】により特に必要となった廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理とする。

（委託事務の管理及び執行の方法等）

第 3 条 委託事務の管理及び執行については、山形県の条例、規則その他の規程（以下、「条例等」という。）の定めるところによる。

2 委託事務の管理及び執行によって生じる収益は、山形県の収入とする。

（委託事務に要する経費の負担等）

第 4 条 委託事務に要する経費は、鶴岡市が負担する。

2 前項の経費の算定方法並びに交付方法及びその時期は、鶴岡市と山形県とが協議して定める。この場合において、山形県知事は、あらかじめ当該経費の見積りに関する書類を鶴岡市長に送付するものとする。

（補足）

第 5 条 山形県知事は、委託事務の管理及び執行に関する条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに鶴岡市長に通知するものとする。

2 この規約に定めるもののほか、委託事務に関し必要な事項は、鶴岡市と山形県とが協議して定める。

附則

この規約は、●年●月●日から施行する。

所有者不明貴重品の届出参考様式

※所有者が不明な貴重品は、本様式に『物件の種類及び特徴』・『拾得日時』・『拾得場所』等を明記して、速やかに警察に届ける。

No.	物件の種類及び特徴	現金の有無		拾得日時	拾得場所	備考
		有	無			
例:1	カバン(財布、クレジットカード)	有 (1,000円以上 1,000円未満)	無	平成30年6月28日 10時30分	鶴岡市 宝田3-13-6あたり	
2		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
3		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
4		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
5		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
6		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
7		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
8		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			
9		有 (1,000円以上 1,000円未満)	無			

## 災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内環境保全協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害により緊急事態が発生した場合において、乙が甲に対して実施する汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 鶴岡市内において災害により緊急事態が発生した場合において、乙が甲に協力する事項（以下「協力事項」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）汚水及び浄化槽汚泥並びにし尿の収集及び運搬に関すること。
- （2）浄化槽の点検及び管理に関すること。
- （3）前2号に定めるもののほか、甲の要請により乙が協力を実施することができる事項

（要請）

第3条 甲は、鶴岡市内において災害により緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後に書面を提出することができる。

- （1）災害による緊急事態の状況
- （2）協力事項の実施を要請する理由
- （3）協力事項の実施を要請する施設名
- （4）協力事項の内容
- （5）前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

（実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定により協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出することができる。

- （1）実施した協力事項の内容
- （2）協力事項の実施に要した資機材等の品名及び数量、作業員の人数等
- （3）前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

(連絡窓口)

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鶴岡市環境部リサイクル推進課、乙においては、庄内環境保全協同組合事務局とする。

(経費の負担)

第7条 乙は、初期活動期間（災害等緊急事態が発生した日から起算して1週間をいう。以下同じ。）においては、協力事項を無償で実施するものとする。

2 初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。

3 前項の経費の算出に当たっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議して決定するものとする。

4 甲は、第2項の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払について乙から適正な請求があったときは、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年1月19日

甲 鶴岡市

鶴岡市長

乙 庄内環境保全協同組合

代表理事

第 年 月 日 号

庄内環境保全協同組合  
代表理事 様

鶴岡市長 印

災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定  
第3条に基づく協力の要請

下記のとおり、協力を要請します。

(1) 災害による緊急事態の状況	
(2) 協力事項の実施を要請する理由	
(3) 協力事項の実施を要請する施設名	
(4) 協力事項の内容	
(5) 前各号に定めるもののほか、庄内環境保全協同組合が協力事項を実施するために必要な事項	

## 地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

鶴岡市（以下「甲」という。）と一般社団法人山形県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、地震時等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、鶴岡市内において地震等による大規模な災害が発生した場合に、被災した建築物等の解体及び災害廃棄物の撤去を甲が乙の協力により速やかに実施するため、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、大規模災害により倒壊、消失した建築物等の解体撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに大規模災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（協力の種類）

第3条 甲の要請に対する乙の協力内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）被災した建築物等の解体
- （2）災害廃棄物の撤去
- （3）解体撤去に関する技術的支援
- （4）その他前各号に規定する作業等の実施に伴うこと。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

- （1）災害発生場所及び災害の状況
- （2）要請する協力の具体的内容
- （3）現地責任者の職氏名、連絡方法等
- （4）その他協力に必要な事項

（解体撤去の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた場合は、可能な限り協力するよう努めるものとする。

2 乙は、解体撤去に協会員を出動させるときは、次の各号に掲げる事項を書面により甲に通知する。

- （1）担当する協会員名
- （2）現場に派遣する責任者の職氏名、連絡方法等
- （3）派遣人数並びに資機材・重機類の種類及び数量
- （4）その他必要な事項

3 乙は、解体撤去の実施にあたり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- （2）災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮すること。

（情報の提供）

第6条 甲は、乙の会員（以下「協会員」という。）が円滑に協力できるように、乙及び協会員に市内の被災状況、復旧状況その他必要な情報を提供する。

2 乙及び協会員は、前条の業務を行うに当たり、必要な情報を甲に求めることができる。  
(秘密の保持)

第7条 乙は、この協定に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、甲の承諾なく、この協定により知りえた情報を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(報告)

第8条 協会員は、第5条の規定に基づき解体撤去を実施した場合は、書面により甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 第4条の要請に基づく協力を要した費用は、甲が負担し、その価格は、大規模災害時の直前における通常の価格を基準にして、甲、乙協議のうえ決定するものとし、協力した協会員に支払うものとする。ただし、技術的支援のうち電話等による助言に関わる経費については、甲は、負担することを要しないものとする。

(協会員の様況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく協力を円滑に行なえるよう、人員、車両台数並びに資材の種類及び台数を毎年3月末日まで甲に報告するものとする。また、乙は、協会員の実任者を含め、連絡体制を確立しておくものとする。

(訓練等)

第11条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、相互に協力し、必要に応じて合同訓練を行なうものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解除の申出がない場合は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲、乙がその都度協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年5月29日

甲 山形県鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市  
鶴岡市長

乙 山形県山形市久保田二丁目1番47号  
一般社団法人 山形県解体工事業協会  
代表理事

第 年 月 日 号

一般社団法人  
山形県解体工事業協会  
代表理事 様

鶴岡市長 印

地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定  
第4条に基づく協力の要請

下記のとおり、協力を要請します。

(1) 災害発生場所及び災害の状況	
(2) 要請する協力の具体的内容	
(3) 現地責任者の職指名、連絡方法等	
(4) その他協力に必要な事項	

### はじめに

災害時には、様々な種類を含む廃棄物が、一度に大量に発生します。

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化防止に非常に重要です。

可燃物、家電、コンクリがらなど搬入時から数種類に分別して保管。分別した方が、処理期間の短縮やコスト面でも有利になります。

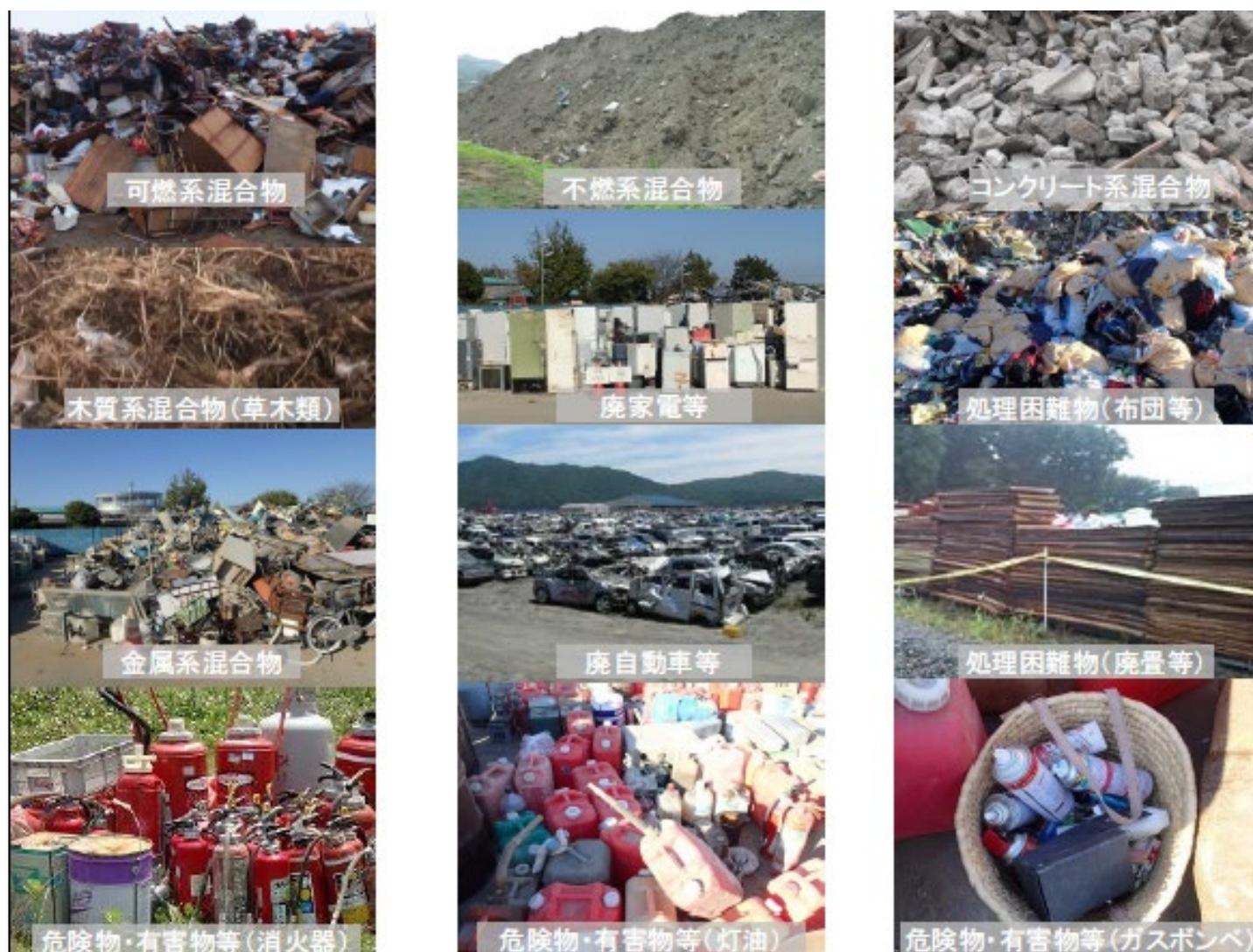
### 作業にあたって

安全第一で作業にあってください。単独ではなく、複数で作業して安全確保してください。

基本装備：マスク、底の丈夫な靴、肌の露出を避ける服装

### 分別の種類

以下に分別の種類を示します。分別にあたっては、安全第一で作業にあってください。



## 災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書

鶴岡市（以下「甲」という。）と、山形県石油協同組合鶴岡支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるガソリン等燃料（以下「燃料」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が鶴岡市内に発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、乙の協力を得て燃料の供給体制を確保することにより、甲が実施する災害対応、避難者の救援活動及びその他必要な活動（以下「災害応急対策」という。）を円滑に実施することを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害応急対策を円滑に実施するため燃料を調達する必要があるときは、次に掲げる市民の安全を確保するために、特に重要な施設及び公用車等のうち甲が指定するものに対する燃料の供給及び供給のあっせんについて、乙に協力を要請することができる。

(1) 庁舎

(2) 市内に甲が設置する避難所等（住民が自主的に避難した地域の集会所等で甲が避難所に指定していないものも含む）

(3) 災害応急対策、ライフライン等の維持に重要な施設及び車両

(4) 消防用自動車及び救急用自動車などの緊急対応車両

(5) 医療関係施設のうち特に緊急度の高いもの

(6) その他燃料の供給が必要と特に認められるもの

2 前項の要請は、必要事項を記載した書面（別紙、様式1）をもって、乙に対し供給の要請をするものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。

### （実施）

第3条 乙は、甲から供給の要請を受けたときは、燃料の優先的な供給について、可能な限り支援を実施するものとする。ただし、燃料不足の状況により、要請どおりの燃料供給が実施できないときは、甲は、必要な調整を行うものとする。

### （報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき供給を実施したときは、速やかに実施した内容を記載した書面（別紙、様式2）により甲に通知するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後に書面を提出するものとする。

### （連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、第2条の規定による要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。

### （経費の負担）

第6条 本協定に基づき供給された燃料の対価等に要する経費は、甲が負担する。

2 前項の経費の算定においては、災害時直前における燃料単価契約書等の単価を基準として、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

(情報交換)

第7条 甲及び乙は、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての情報交換を定期的に行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月25日

甲 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市長 榎本政規

乙 鶴岡市みどり町14番10号  
山形県石油協同組合鶴岡支部  
支部長 富樫修

様式1 (第2条関係)

## 災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する要請書

平成 年 月 日

山形県石油協同組合鶴岡支部長 様

鶴岡市長 皆川 治

「災害時におけるガソリン等燃料の供給に関する協定書」第2条に基づき、下記のとおり要請します。

### 記

- 1 災害の状況及び要請理由
- 2 供給実施日時及び場所
- 3 供給施設及び車両等、必要とする品名及び数量

施設・車両	要請品名	数量

- 4 供給期間及び活動内容
- 5 報告書提出先 鶴岡市 \_\_\_\_\_ 部 \_\_\_\_\_ 課
- 6 その他

仮設トイレ調達先一覧

	会社名	住所	電話番号	FAX 番号
1	ティーエス仮設工業 有限会社	鶴岡市文下字沼田 18	22-8602	22-8604
2	仮設機材工業株式会社 鶴岡営業所	鶴岡市日和田町 21-20	25-7177	25-4634
3	株式会社ナカモト 鶴岡出張所	鶴岡市下清水字打越 1-1	24-3699	24-3738
4	株式会社アクティオ 鶴岡営業所	鶴岡市小淀川字色田 72-1	25-8300	24-9451
5	蔵王リース株式会社 鶴岡支店	鶴岡市外内島字信州 川原 70-8	25-8233	25-8230
6	荘内建機株式会社	鶴岡市宝田三丁目 20-54	23-8132	24-1692
7	一般社団法人山形県建設 業協会鶴岡支部	鶴岡市茅原字西茅原 16	22-2364	22-2289
8	コマツ山形株式会社 鶴岡営業所	鶴岡市斎藤川原字 間々下 5-2	24-7679	24-8837
9	ヒシラック工業株式会社	鶴岡市上藤島字備中 下 25-2	64-2205	64-5205
10	株式会社セントラルリー ス庄内営業所	三川町押切新田字刈 取 36-2	68-2501	68-2502
11	五十嵐総機株式会社	酒田市大宮二丁目 6-8	0234-23- 4545	0234-23-4 473
12	酒田レンタル株式会社	酒田市こがね町二丁 目 6-45	0234-22- 3399	0234-22-3 449
13	株式会社ワキタ 庄内営業所	酒田市広野字十五軒 7-1	0234-92- 4111	0234-92-4 110

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）と鶴岡市農業協同組合（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴 岡 市 長

乙 鶴岡市日吉町3番7号

鶴岡市農業協同組合

代表理事組合長

## 別表 災害時応急生活物資

### 【食料品】

水、食料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食・おかず）、缶詰（イージーオープン）  
果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、粉ミルク、緑茶、紅茶、コーヒー等

### 【日用品】

生理用品、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、紙おむつ、軍  
手、哺乳瓶、電池、懐中電灯、鍋、紙製食器、使い捨てスプーン・フォーク、割箸、洗  
濯石鹸、洗面石鹸、シャンプー、マスク、靴、スリッパ、文具、卓上ガスコンロ、殺虫  
剤、蚊取り線香、灯油、使い捨てカイロ

### 【衣料品等】

ふとん、毛布、下着、靴下、衣料

第 年 月 日 号

鶴岡市農業協同組合  
代表理事組合長 様

鶴岡市長 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
第2条に基づく協力の要請

別紙のとおり、保有商品を供給して下さるよう協力を要請します。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書関係  
別紙

大分類	主な品種	規格・仕様等	数量		供給先 (住所、施設名等)	備考
			数量	単位		
食料品	水					
	食料					
	パン類					
	弁当類					
	レトルト食品(主食・おかず)					
	缶詰(イージーオープン)					
	果物(バナナ等)					
	インスタントラーメン					
	米					
	粉ミルク					
	緑茶					
	紅茶					
	コーヒー					
日用品	生理用品					
	トイレトペーパー					
	ティッシュペーパー					
	濡れティッシュ					
	紙おむつ					
	軍手					
	哺乳瓶					
	電池					
	懐中電灯					
	鍋					
	紙製食器					
	使い捨てスプーン・フォーク					
	割箸					
	洗濯石鹼					
	洗面石鹼					
	シャンプー					
	マスク					
	靴					
	スリッパ					
	文具					
	卓上ガスコンロ					
	殺虫剤					
蚊取り線香						
灯油						
使い捨てカイロ						
衣料品等	ふとん					
	毛布					
	下着					
	靴下					
	衣料					
その他						

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）と庄内たがわ農業協同組合（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴 岡 市 長

乙 鶴岡市上藤島字備中下3-1

庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長

## 別表 災害時応急生活物資

### 【食料品】

水、食料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食・おかず）、缶詰（イージーオープン）  
果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、粉ミルク、緑茶、紅茶、コーヒー等

### 【日用品】

生理用品、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、紙おむつ、軍  
手、哺乳瓶、電池、懐中電灯、鍋、紙製食器、使い捨てスプーン・フォーク、割箸、洗  
濯石鹸、洗面石鹸、シャンプー、マスク、靴、スリッパ、文具、卓上ガスコンロ、殺虫  
剤、蚊取り線香、灯油、使い捨てカイロ

### 【衣料品等】

ふとん、毛布、下着、靴下、衣料

第 年 月 日 号

庄内たがわ農業協同組合  
代表理事組合長 様

鶴岡市長 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
第2条に基づく協力の要請

別紙のとおり、保有商品を供給して下さるよう協力を要請します。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書関係  
別紙

大分類	主な品種	規格・仕様等	数量		供給先 (住所、施設名等)	備考
			数量	単位		
食料品	水					
	食料					
	パン類					
	弁当類					
	レトルト食品(主食・おかず)					
	缶詰(イージーオープン)					
	果物(バナナ等)					
	インスタントラーメン					
	米					
	粉ミルク					
	緑茶					
	紅茶					
	コーヒー					
日用品	生理用品					
	トイレトペーパー					
	ティッシュペーパー					
	濡れティッシュ					
	紙おむつ					
	軍手					
	哺乳瓶					
	電池					
	懐中電灯					
	鍋					
	紙製食器					
	使い捨てスプーン・フォーク					
	割箸					
	洗濯石鹸					
	洗面石鹸					
	シャンプー					
	マスク					
	靴					
	スリッパ					
	文具					
	卓上ガスコンロ					
	殺虫剤					
蚊取り線香						
灯油						
使い捨てカイロ						
衣料品等	ふとん					
	毛布					
	下着					
	靴下					
	衣料					
その他						

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）と株式会社 武田商店（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。  
2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市長

乙 鶴岡市大淀川字洞合2番1号

株式会社 武田商店

代表取締役

## 別表 災害時応急生活物資

### 【食料品】

水、食料、パン類、レトルト食品（主食・おかず）、缶詰（イージーオープン）、インスタントラーメン、米、粉ミルク、緑茶、紅茶、コーヒー等

### 【日用品】

生理用品、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、紙おむつ、軍手、哺乳瓶、電池、懐中電灯、鍋、紙製食器、使い捨てスプーン・フォーク、割箸、洗濯石鹸、洗面石鹸、シャンプー、マスク、靴、スリッパ、文具、卓上ガスコンロ、殺虫剤、蚊取り線香、使い捨てカイロ

### 【衣料品等】

ふとん、毛布、下着、靴下、衣料

第 年 月 日 号

株式会社武田商店  
代表取締役 様

鶴岡市長 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
第2条に基づく協力の要請

別紙のとおり、保有商品を供給して下さるよう協力を要請します。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書関係  
別紙

大分類	主な品種	規格・仕様等	数量		供給先 (住所、施設名等)	備考
			数量	単位		
食料品	水					
	食料					
	パン類					
	レトルト食品(主食・おかず)					
	缶詰(イージーオープン)					
	インスタントラーメン					
	米					
	粉ミルク					
	緑茶					
	紅茶					
	コーヒー					
日用品	生理用品					
	トイレトペーパー					
	ティッシュペーパー					
	濡れティッシュ					
	紙おむつ					
	軍手					
	哺乳瓶					
	電池					
	懐中電灯					
	鍋					
	紙製食器					
	使い捨てスプーン・フォーク					
	割箸					
	洗濯石鹸					
	洗面石鹸					
	シャンプー					
	マスク					
	靴					
	スリッパ					
	文具					
卓上ガスコンロ						
殺虫剤						
蚊取り線香						
使い捨てカイロ						
衣料品等	ふとん					
	毛布					
	下着					
	靴下					
	衣料					
その他						

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）と山形県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対し、乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）の保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、会員生協を通じ、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報

伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。  
ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月10日

甲 鶴岡市馬場町9番25号

鶴岡市長

乙 山形市上柳67-1

山形県生活協同組合連合会

会長理事

鶴岡市宝田一丁目3番23号

共立社 鶴岡生協地域理事会

議 長

## 別表 災害時応急生活物資

### 【食料品】

水、食料、パン類、弁当類、レトルト食品（主食・おかず）、缶詰（イージーオープン）果物（バナナ等）、インスタントラーメン、米、粉ミルク、緑茶、紅茶、コーヒー等

### 【日用品】

生理用品、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、濡れティッシュ、紙おむつ、軍手、哺乳瓶、電池、懐中電灯、鍋、紙製食器、使い捨てスプーン・フォーク、割箸、洗濯石鹸、洗面石鹸、シャンプー、マスク、靴、スリッパ、文具、卓上ガスコンロ、殺虫剤、蚊取り線香、灯油、使い捨てカイロ

### 【衣料品等】

ふとん、毛布、下着、靴下、衣料

第 号  
年 月 日

山形県生活協同組合連合会  
会長理事 様  
共立社 鶴岡生協地域理事会  
議長 様

鶴岡市長 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
第 2 条に基づく協力の要請

別紙のとおり、保有商品を供給してくださるよう協力を要請します。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書関係  
別紙

大分類	主な品種	規格・仕様等	数量		供給先 (住所、施設名等)	備考
			数量	単位		
食料品	水					
	食料					
	パン類					
	弁当類					
	レトルト食品(主食・おかず)					
	缶詰(イージーオープン)					
	果物(バナナ等)					
	インスタントラーメン					
	米					
	粉ミルク					
	緑茶					
	紅茶					
	コーヒー					
	日用品	生理用品				
トイレトペーパー						
ティッシュペーパー						
濡れティッシュ						
紙おむつ						
軍手						
哺乳瓶						
電池						
懐中電灯						
鍋						
紙製食器						
使い捨てスプーン・フォーク						
割箸						
洗濯石鹼						
洗面石鹼						
シャンプー						
マスク						
靴						
スリッパ						
文具						
卓上ガスコンロ						
殺虫剤						
蚊取り線香						
灯油						
使い捨てカイロ						
衣料品等	ふとん					
	毛布					
	下着					
	靴下					
その他	衣料					

## 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

### (趣旨)

第1条 この協定は、鶴岡市内において災害が発生した場合に、鶴岡市（以下「甲」という。）とNPO法人 コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資の調達、安定供給の協力に関する事項について定めるものとする。

### (応急生活物資供給の協力要請)

第2条 災害時において、甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有商品の供給について協力を要請することができる。

### (応急生活物資供給の確保)

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬等に積極的に協力するものとする。

### (応急生活物資の品目)

第4条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表以外の品目を指定することができるものとする。

### (応急生活物資供給の要請手続等)

第5条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

### (対価及び費用)

第6条 第3条の規定により、乙が供給した保有商品の対価及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙が提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前の適正価格を基準とし、甲乙双方協議の上決定するものとする。

### (情報の収集・提供)

第7条 甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所及び品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

- 2 甲及び乙は、災害時における生活物資の供給等に関する情報交換を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、災害時における物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対する物価等の生活情報提供に努めるものとする。
- 4 甲及び乙は、平常時から応急生活物資等について調査研究を行うとともに、情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(期限)

第8条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間満了の日3月前までに、甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は期間満了の翌日から更に3年間同一条件をもって更新するものとし、以降これと同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 鶴岡市馬場町9番25号  
鶴岡市  
鶴岡市長

乙 新潟市清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長

別表 災害時応急生活物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、誘導灯、ヘルメット 防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋 皮手袋、雨具、ポケットコート、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール、散水ノズル
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル ラップ、ウェットティッシュ、マスク、バケツ、水モップ デッキブラシ、雑巾、ローソク、マッチ、簡易ライター 使い捨てカイロ
水関係	飲料水、水缶
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、練炭、練炭コンロ
電気用品等	強力ライト、懐中電灯、ラジオ、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

第 年 月 日 号

NPO 法人コメリ災害対策センター  
理事長 様

鶴岡市長 印

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
第 2 条に基づく協力の要請

別紙のとおり、保有商品を供給して下さるよう協力を要請します。

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書関係  
別紙

大分類	主な品種	規格・仕様等	数量		供給先 (住所、施設名等)	備考
			数量	単位		
作業関係	作業シート					
	標識ロープ					
	誘導灯					
	ヘルメット					
	防塵マスク					
	簡易マスク					
	長靴					
	軍手					
	ゴム手袋					
	皮手袋					
	雨具					
	ポケットコート					
	土のう袋					
	ガラ袋					
	スコップ					
	ホースリール					
	散水ノズル					
日用品等	毛布					
	タオル					
	割箸					
	使い捨て食器					
	ポリ袋					
	ホイルラップ					
	ウエットティッシュ					
	マスク					
	バケツ					
	水モップ					
	デッキブラシ					
	雑巾					
	ローソク					
	マッチ					
	簡易ライター					
使い捨てカイロ						
水関係	飲料水					
	水缶					
冷暖房機器等	大型石油ストーブ					
	木炭					
	練炭					
	練炭コンロ					
電気用品等	強カライト					
	懐中電灯					
	ラジオ					
	乾電池					
	カセットコンロ					
	カセットボンベ					
トイレ関係等	救急ミニトイレ					
その他						

鶴岡市一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

(H30.9月末時点)

No.	業者名	業	許可内容							所在地	電話番号
			事業所	一般ごみ	粗大	家電	浄化槽汚泥	積替保管			
1	東北環境開発株式会社	収集運搬		農業等処理施設の事業系一般ごみ・し			●	雑排水		鶴岡市下清水字打越2-1	24-3110
2	株式会社東北サイエンス	収集運搬		農業等処理施設の事業系一般ごみ・し			●	雑排水		鶴岡市白山字西木村56-1	25-7510
3	株式会社温海衛生舎	収集運搬		農業等処理施設の事業系一般ごみ・し			●	し尿		鶴岡市湯温海字紅葉岡430-5	43-2440
4	環水工業株式会社	収集運搬		農業等処理施設の事業系一般ごみ・し			●			鶴岡市上藤島字街道西3-1	64-2559
5	株式会社エイエヌシスコ	収集運搬		農業等処理施設の事業系一般ごみ・し			●			鶴岡市城北町22-4-5	23-7252
6	庄内環境衛生事業株式会社	収集運搬		農業等処理施設の事業系一般ごみ・し			●	雑排水		鶴岡市茅原町29-23	22-2244
7	株式会社庄交コーポレーション	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●			●	鶴岡市錦町2-60	25-1380
8	クリーンサービス株式会社	収集運搬				●				酒田市北新橋一丁目12-13	0234-22-5050
9	株式会社ニッタ	収集運搬	●	事業系一般ごみ					●	鶴岡市下清水字内田元21-17	24-5200
10	社会福祉法人月山福祉会	収集運搬	●	事業系一般ごみ 「生ごみ(食品残渣)」						鶴岡市中野京田字壺柳4-1	24-8541
11	本間建設株式会社	収集運搬		道路上の動物死体、除草後の草・木くず(直轄国道)						鶴岡市山五十川甲422	57-5045
12	株式会社シンシア	収集運搬	●	事業系一般ごみ						東京都品川区南大井六丁目26-3	64-8525
13	鶴岡建設株式会社	収集運搬		道路上の動物死体、除草後の草・木くず(直轄国道)						鶴岡市泉町5-41	22-4511
14	株式会社エルデック	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●				酒田市松美町3-70	0234-34-3355
15	株式会社浅賀建設	収集運搬		道路上の動物死体(直轄国道)						鶴岡市大半田字宮田7-1	25-3386
16	小野寺建設株式会社	収集運搬	●	海岸可燃塵芥 事業系一般ごみ						鶴岡市大西町25-48	22-0391
17	株式会社山本組	収集運搬		海岸可燃塵芥						鶴岡市下川字東海林場358-67	75-2334
18	株式会社鈴木工務店	収集運搬		河川可燃塵芥(国管理赤川流域)						鶴岡市大山三丁目16-39	28-2758
19	佐藤建設株式会社	収集運搬		河川可燃塵芥(国管理赤川流域)						鶴岡市矢馳甲33	24-6878
20	庄内まちづくり協同組合虹	収集運搬	●	事業系一般ごみ						鶴岡市日枝字海老島36-4	24-5321
21	庄内環境整備株式会社	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●		●	雑排水・し尿		鶴岡市茅原町29-23	22-0496
22	株式会社エコー	収集運搬	●	事業系一般ごみ		●				酒田市両羽町325-1	0234-35-1707
23	松沢商店	収集運搬	●	事業系一般ごみ						鶴岡市茅原町1-26	24-3310
24	ウイズ環境株式会社	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●			●	鶴岡市西目字水上沢129-5	35-3569
25	有限会社大洲商店	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●			●	鶴岡市安丹字村上2-2	24-0555
26	株式会社環境管理センター	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●	●	農業・雑排水	●	鶴岡市白山字村北128-11	24-1048
27	東北イートップ株式会社	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●			●	鶴岡市藤浪四丁目104-2	64-5785
28	有限会社ハイロード	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●				鶴岡市羽黒町赤川字村中70	62-4747
29	有限会社朝日環境衛生	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●	●	し尿・雑排水	●	鶴岡市越中山字立岩40-16	53-2811
30	富樫広之	収集運搬	●	事業系一般ごみ						鶴岡市桂荒俣字上桂31	57-3035
31	株式会社理水	収集運搬	●	事業系一般ごみ			●	農業・雑排水		鶴岡市道形町18-16	24-3197
32	株式会社今野運輸	収集運搬	●	事業系一般ごみ		●				酒田市京田一丁目5-22	0234-31-3488
33	株式会社渡会電気土木	収集運搬	●	木くず(果樹木含む)					●	鶴岡市下山添字一里塚36	57-4778
34	有限会社大滝商店	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●			●	鶴岡市大淀川字洞合68	22-1889
35	有限会社風車	収集運搬		遺品整理業に係る塵芥	●					鶴岡市茅原町28-74	22-9658
36	井上芳雄	収集運搬	●	事業系一般ごみ						鶴岡市日枝字宮ノ下2-24	24-8380
37	株式会社管理システム	収集運搬	●	事業系一般ごみ	●	●				鶴岡市梳代字早坂686	57-3225

鶴岡市一般廃棄物処分業許可業者一覧

No.	業者名	業	許可内容		所在地	電話番号
			種別	方法		
1	特定非営利活動法人やすらぎの会	中間処理	粗大	手選別	鶴岡市西新斎町21-8	23-7626
2	東北イートップ株式会社	中間処理	一般廃棄物(生ごみ・食品残渣)	堆肥化	鶴岡市藤浪四丁目104-2	64-5785
3	ウイズ環境株式会社	中間処理	減容固化:一般廃棄物(紙くず、繊維くず) 粗大(畳、家具) 破砕:粗大(廃プラ)	減容固化・破砕	鶴岡市西目字水上沢129-5	35-3569
4	社会福祉法人月山福祉会	中間処理	一般廃棄物(生ごみ)	堆肥化	鶴岡市中野京田字壺柳4-1	24-8541
5	株式会社環境管理センター	中間処理	脱水:浄化槽汚泥・雑排水汚泥 破砕:粗大(木くず、ゴムくず、廃プラ)	脱水・破砕	鶴岡市白山字村北128-11	24-1048
6	有限会社大洲商店	中間処理	粗大	圧縮プレス	鶴岡市安丹字村上2-2	24-0555
7	有限会社エコファーム藤輝会	中間処理	食品残渣	堆肥化	鶴岡市大川渡字中谷地4	64-5052
8	東北環境開発株式会社	中間処理	農集浄化槽汚泥・中間処理施設し尿汚泥	脱水	鶴岡市下清水字打越2-1	24-3110
9	株式会社理水	中間処理	農集浄化槽汚泥・雑排水汚泥	天日脱水	鶴岡市道形町18-16	24-3197
10	小野寺建設(株)株式会社	中間処理	焼却:一般廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず) 破砕:コンクリート、アスファルト、廃プラ、ガラスくず、陶器くず	焼却・破砕	鶴岡市大西町25-48	22-0397
11	株式会社管理システム	中間処理	焼却:一般廃棄物(木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラ) 破砕・焼却:粗大ごみ	焼却・破砕焼却	鶴岡市梳代字早坂686	57-3225
12	株式会社渡会電気土木	中間処理	木くず	破砕	鶴岡市下山添字一里塚36	57-4778

鶴岡市浄化槽清掃業許可業者一覧

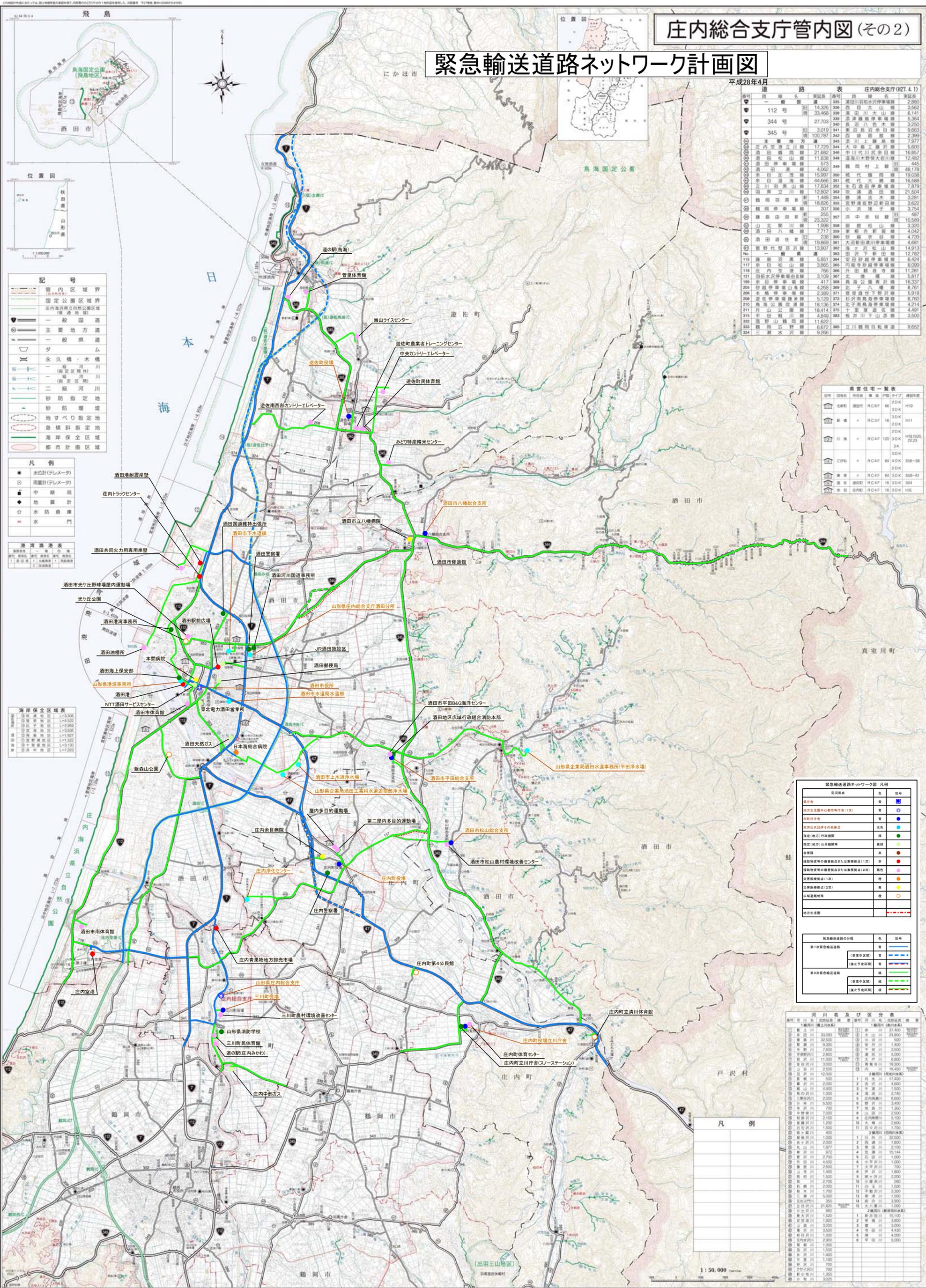
No.	業者名	業	許可内容	所在地	電話番号
1	株式会社温海衛生舎	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市湯温海字紅葉岡430-5	43-2440
2	株式会社環境管理センター	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市白山字村北128-11	24-1048
3	東北環境開発株式会社	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市下清水字打越2-1	24-3110
4	環水工業株式会社	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市上藤島字街道西3-1	64-2559
5	庄内環境整備株式会社	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市茅原町29-23	22-0496
6	庄内環境衛生事業株式会社	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市茅原町29-23	22-2244
7	有限会社朝日環境衛生	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市越中山字立岩40-16	53-2811
8	株式会社理水	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市道形町18-16	24-3197
9	株式会社エイエヌスコ	浄化槽清掃	浄化槽清掃	鶴岡市城北町22-4-5	23-7252



# 緊急輸送道路ネットワーク計画図

庄内総合支庁管内図(その2)

平成28年4月



### 道路表 庄内総合支庁(計2,411)

種別	路線番号	延長(km)	種別	延長(km)	種別	延長(km)
一般国道	5	14,326	一般道	335	庄内市立八幡病院	2,880
112号	14,326	335	庄内市立八幡病院	2,880	庄内市立八幡病院	2,880
344号	27,703	340	庄内市立八幡病院	2,880	庄内市立八幡病院	2,880
345号	3,019	341	庄内市立八幡病院	2,880	庄内市立八幡病院	2,880
	100,787	342	庄内市立八幡病院	2,880	庄内市立八幡病院	2,880

### 県管住宅一覧表

記号	団地名	所在地	用途	戸数	タイプ	竣工年
1	北新町	酒田市	RCGF	66	3DK	H19
2	川島	酒田市	RC4F	120	3DK	H08/H20
3	中野	酒田市	RC4F	64	4DK	S06-S8

### 緊急輸送道路ネットワーク図 凡例

施設名	色	記号
庄内市庁舎	青	■
庄内市立八幡病院	青	●
庄内市立八幡病院	青	○
庄内市立八幡病院	青	△
庄内市立八幡病院	青	◇
庄内市立八幡病院	青	▽
庄内市立八幡病院	青	◇
庄内市立八幡病院	青	▽
庄内市立八幡病院	青	◇
庄内市立八幡病院	青	▽

### 河川名及び区分表

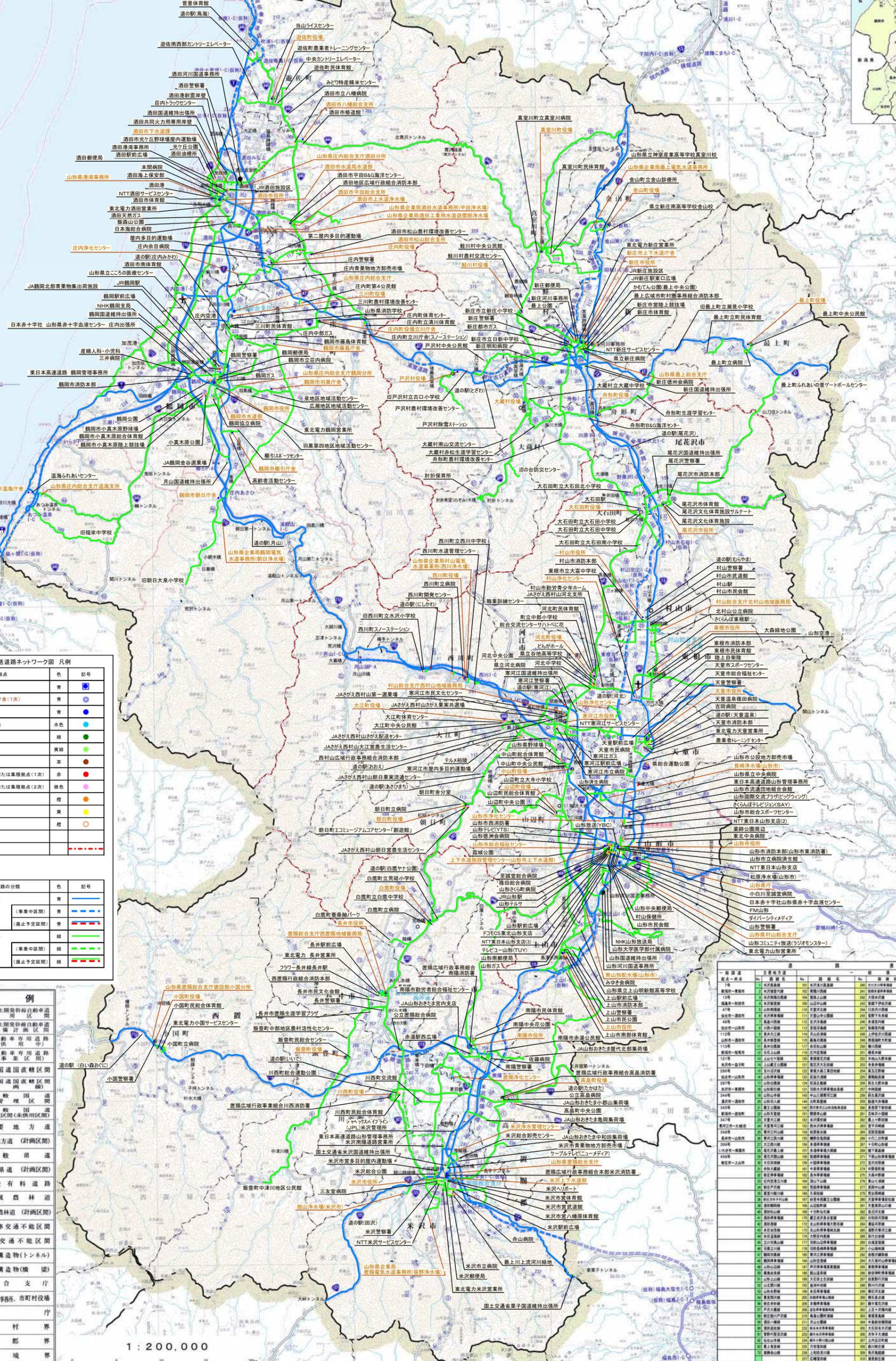
河川名	区分	延長(km)	河川名	区分	延長(km)
庄内川	1	24,890	庄内川	2	17,430
庄内川	3	5,000	庄内川	4	1,500
庄内川	5	3,500	庄内川	6	2,740
庄内川	7	5,000	庄内川	8	1,500
庄内川	9	1,800	庄内川	10	1,500

- ### 記号
- 管内区域界
  - 国定公園区域界
  - 庄内市立八幡病院
  - 主要地方道
  - 一般国道
  - ダケノ木橋
  - 一級河川
  - 二級河川
  - 砂防指定地
  - 急傾斜指定地
  - 海岸保全区域
  - 都市計画区域
- ### 凡例
- 水位計(デレメータ)
  - 雨量計(デレメータ)
  - 中継局
  - 地震計
  - 水防門
- ### 海岸保全区域表
- | 種別  | 延長(km) |
|-----|--------|
| 第一種 | 4,300  |
| 第二種 | 4,500  |
| 第三種 | 4,969  |
| 第四種 | 1,536  |
| 第五種 | 1,607  |
| 第六種 | 1,502  |
| 第七種 | 1,130  |
| 第八種 | 1,293  |

平成二十八年四月 庄内総合支庁

# 緊急輸送道路ネットワーク計画図 山形県道路管内図

平成28年4月



**緊急輸送道路ネットワーク図 凡例**

防災拠点	色	記号
県庁舎	青	■
地方生活圏中心都市等庁舎(1次)	青	●
市町村庁舎	青	●
地方公共団体その他拠点	赤色	●
指定(地方)行政機関	緑	●
指定(地方)公共機関等	黄緑	●
自衛隊	茶	●
運動物資等の備蓄拠点または集積拠点(1次)	赤	●
運動物資等の備蓄拠点または集積拠点(2次)	緑色	●
災害医療拠点(2次)	黄	●
広域避難地	橙	○
地方生活圏	赤点線	- - -

**緊急輸送道路の分類**

第1次緊急輸送道路	色	記号
(事業中)区間	青	——
(廃止予定)区間	青	- - -
第2次緊急輸送道路	色	記号
(事業中)区間	緑	——
(廃止予定)区間	緑	- - -

**凡例**

- 国土開発幹線自動車道(計画区間)
- 国土開発幹線自動車道(供用区間)
- 自動車専用道路(計画区間)
- 自動車専用道路(供用区間)
- 一般国道直轄区間(計画区間)
- 一般国道直轄区間(供用区間)
- 主要地方道(計画区間)
- 主要地方道(供用区間)
- 一般県道(計画区間)
- 一般県道(供用区間)
- 広域農林道(計画区間)
- 広域農林道(供用区間)
- 自動車交通不能区間
- 冬期交通不能区間
- 主な構造物(トンネル)
- 主な構造物(橋梁)
- 総合支庁
- 市町村界
- 市界
- 町界
- 村界
- 界
- 境界

**道路一覧表**

道路番号	道路名称	道路種別	道路延長(km)	道路幅員(m)	道路構造
7号	山形自動車道	自動車専用道路	348	24.5	4車線
12号	山形県道12号	一般県道	24	12	2車線
13号	山形県道13号	一般県道	24	12	2車線
14号	山形県道14号	一般県道	24	12	2車線
15号	山形県道15号	一般県道	24	12	2車線
16号	山形県道16号	一般県道	24	12	2車線
17号	山形県道17号	一般県道	24	12	2車線
18号	山形県道18号	一般県道	24	12	2車線
19号	山形県道19号	一般県道	24	12	2車線
20号	山形県道20号	一般県道	24	12	2車線
21号	山形県道21号	一般県道	24	12	2車線
22号	山形県道22号	一般県道	24	12	2車線
23号	山形県道23号	一般県道	24	12	2車線
24号	山形県道24号	一般県道	24	12	2車線
25号	山形県道25号	一般県道	24	12	2車線
26号	山形県道26号	一般県道	24	12	2車線
27号	山形県道27号	一般県道	24	12	2車線
28号	山形県道28号	一般県道	24	12	2車線
29号	山形県道29号	一般県道	24	12	2車線
30号	山形県道30号	一般県道	24	12	2車線
31号	山形県道31号	一般県道	24	12	2車線
32号	山形県道32号	一般県道	24	12	2車線
33号	山形県道33号	一般県道	24	12	2車線
34号	山形県道34号	一般県道	24	12	2車線
35号	山形県道35号	一般県道	24	12	2車線
36号	山形県道36号	一般県道	24	12	2車線
37号	山形県道37号	一般県道	24	12	2車線
38号	山形県道38号	一般県道	24	12	2車線
39号	山形県道39号	一般県道	24	12	2車線
40号	山形県道40号	一般県道	24	12	2車線
41号	山形県道41号	一般県道	24	12	2車線
42号	山形県道42号	一般県道	24	12	2車線
43号	山形県道43号	一般県道	24	12	2車線
44号	山形県道44号	一般県道	24	12	2車線
45号	山形県道45号	一般県道	24	12	2車線
46号	山形県道46号	一般県道	24	12	2車線
47号	山形県道47号	一般県道	24	12	2車線
48号	山形県道48号	一般県道	24	12	2車線
49号	山形県道49号	一般県道	24	12	2車線
50号	山形県道50号	一般県道	24	12	2車線
51号	山形県道51号	一般県道	24	12	2車線
52号	山形県道52号	一般県道	24	12	2車線
53号	山形県道53号	一般県道	24	12	2車線
54号	山形県道54号	一般県道	24	12	2車線
55号	山形県道55号	一般県道	24	12	2車線
56号	山形県道56号	一般県道	24	12	2車線
57号	山形県道57号	一般県道	24	12	2車線
58号	山形県道58号	一般県道	24	12	2車線
59号	山形県道59号	一般県道	24	12	2車線
60号	山形県道60号	一般県道	24	12	2車線
61号	山形県道61号	一般県道	24	12	2車線
62号	山形県道62号	一般県道	24	12	2車線
63号	山形県道63号	一般県道	24	12	2車線
64号	山形県道64号	一般県道	24	12	2車線
65号	山形県道65号	一般県道	24	12	2車線
66号	山形県道66号	一般県道	24	12	2車線
67号	山形県道67号	一般県道	24	12	2車線
68号	山形県道68号	一般県道	24	12	2車線
69号	山形県道69号	一般県道	24	12	2車線
70号	山形県道70号	一般県道	24	12	2車線
71号	山形県道71号	一般県道	24	12	2車線
72号	山形県道72号	一般県道	24	12	2車線
73号	山形県道73号	一般県道	24	12	2車線
74号	山形県道74号	一般県道	24	12	2車線
75号	山形県道75号	一般県道	24	12	2車線
76号	山形県道76号	一般県道	24	12	2車線
77号	山形県道77号	一般県道	24	12	2車線
78号	山形県道78号	一般県道	24	12	2車線
79号	山形県道79号	一般県道	24	12	2車線
80号	山形県道80号	一般県道	24	12	2車線
81号	山形県道81号	一般県道	24	12	2車線
82号	山形県道82号	一般県道	24	12	2車線
83号	山形県道83号	一般県道	24	12	2車線
84号	山形県道84号	一般県道	24	12	2車線
85号	山形県道85号	一般県道	24	12	2車線
86号	山形県道86号	一般県道	24	12	2車線
87号	山形県道87号	一般県道	24	12	2車線
88号	山形県道88号	一般県道	24	12	2車線
89号	山形県道89号	一般県道	24	12	2車線
90号	山形県道90号	一般県道	24	12	2車線
91号	山形県道91号	一般県道	24	12	2車線
92号	山形県道92号	一般県道	24	12	2車線
93号	山形県道93号	一般県道	24	12	2車線
94号	山形県道94号	一般県道	24	12	2車線
95号	山形県道95号	一般県道	24	12	2車線
96号	山形県道96号	一般県道	24	12	2車線
97号	山形県道97号	一般県道	24	12	2車線
98号	山形県道98号	一般県道	24	12	2車線
99号	山形県道99号	一般県道	24	12	2車線
100号	山形県道100号	一般県道	24	12	2車線

## 国・県・市指定文化財件数一覧

平成30年4月1日現在(平成30年3月13日最終更新)

部門	分類	国宝	国特別	国指定	県指定	市指定	計	分類計
有形文化財	建造物	1		9	7	11	28	391
	絵画			1	5	30	36	
	彫刻			1	13	62	76	
	工芸品	2		7	32	52	93	
	書跡			1	5	29	35	
	典籍				3	3	6	
	古文書					41	41	
	考古資料			1	8	15	24	
歴史資料				6	46	52		
無形文化財						0	0	
民俗文化財	無形民俗文化財			2	3	8	13	39
	有形民俗文化財			8	3	15	26	
史跡名勝 天然記念物	史跡			3	6	24	33	82
	名勝			3	1		4	
	天然記念物		1	8	10	26	45	
伝統的建造物群						0	0	
合計		3	1	44	102	362	512	512

## 国登録文化財件数一覧

平成30年4月1日現在(平成27年11月17日最終更新)

国登録文化財 (建造物)	18 件
--------------	------

国宝、国特別、国指定：文化財保護法によるもの  
 県指定：山形県文化財保護条例によるもの  
 市指定：鶴岡市文化財保護条例によるもの  
 国登録：文化財保護法第57条によるもの

## 指定文化財一覧

## (建造物の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
国 宝	昭41. 6. 11	羽黒山五重塔	1 基
国重文	明41. 4. 23 (昭25. 8. 29)	水上八幡神社本殿	1 棟
国重文	明41. 4. 23 (昭25. 8. 29)	羽黒山正善院黄金堂	1 棟
国重文	昭44. 12. 18	旧西田川郡役所	1 棟
国重文	昭44. 12. 18	旧渋谷家住宅	1 棟
国重文	昭54. 5. 21	鶴岡カトリック教会天主堂	1 棟
国重文	平12. 5. 25	羽黒山三神合祭殿及び鐘楼	2 棟
国重文	平12. 12. 4	旧風間家住宅 (丙申堂) 主屋、小座敷、前蔵、 中蔵・奥蔵、便所・浴室	5 棟
国重文	平13. 11. 14	金峯神社本殿 附棟札6枚	1 棟
国重文	平21. 12. 8	旧鶴岡警察署庁舎	1棟
県指定	昭28. 2. 13 (昭30. 8. 1)	石鳥居	1基
県指定	昭28. 2. 13 (昭30. 8. 1)	五輪塔	2基
県指定	昭28. 2. 13 (昭30. 8. 1)	宝篋印塔	3基
県指定	昭33. 10. 28	五輪塔	3基
県指定	昭49. 4. 1	旧遠藤家住宅	1 棟
県指定	昭63. 4. 12	旧東田川郡役所及び郡会議事堂	2 棟
県指定	平 7. 12. 8	大日坊仁王門	1 棟
市指定	昭46. 5. 1	宝篋印塔	1 基
市指定	昭56. 1. 27	大寶館	1棟
市指定	昭57. 3. 31	池神社山門	1 棟
市指定	昭61. 4. 1	庚申塔	1 基
市指定	昭63. 12. 26	松ヶ岡開墾士住宅 (新徴屋敷)	1棟
市指定	平 1. 8. 24	三井家蔵座敷	1棟
市指定	平 8. 7. 25	日向家住宅	1棟
市指定	平17. 3. 6	羽黒山東照宮	1 棟
市指定	平17. 3. 6	羽黒山蜂子神社	1 棟
市指定	平17. 3. 6	羽黒山斎館	1 棟
市指定	平17. 3. 6	羽黒山巖島神社	1 棟

## 指定文化財一覧

## (絵画の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
国重文	昭57. 6. 5	絹本著色王昭君図 菱田春草 筆	1面
県指定	昭32. 3. 1	絹本著色睡童図 柳里恭自題	1幅
県指定	昭32. 8. 16	紙本淡彩岳陽樓閣図 池大雅筆 襖貼付	4枚
県指定	昭34. 12. 4	紙本墨絵面壁達磨図 海北友松 筆	1幅
県指定	昭34. 12. 4	紙本淡彩山水図 池大雅 筆	双幅
県指定	昭47. 1. 17	絹本著色 長福寺三千仏	3幅
市指定	昭43. 12. 2	絹本水墨、夏珪牧笛図写 三村常和 筆	1幅
市指定	昭43. 12. 2	鶴ヶ岡城襖絵 紙本金地 鶴 図 紙本金地 躑躅図 紙本金地 桐花図 紙本金地 椿 図	4幅
市指定	昭45. 1. 21	寛平法王画像	1幅
市指定	昭45. 1. 21	両界曼荼羅	2幅
市指定	昭45. 1. 21	弘法大師画像	1幅
市指定	昭46. 5. 1	鶴ヶ岡城襖絵 紙本金地 鶴 図	2幅
市指定	昭46. 5. 1	鶴ヶ岡城襖絵 紙本金地 桐 図	1幅
市指定	昭46. 5. 1	紙本淡彩、山水図 六曲屏風、石井子龍 筆	1双
市指定	昭52. 3. 22	絹本淡彩、赤壁図 三村常和 筆	1幅
市指定	昭59. 8. 25	絹本著色薬師像 三村常和 画、曲直瀬道三 賛	1幅
市指定	昭59. 8. 25	絹本著色神農像 三村常和 画、曲直瀬道三 賛	1幅
市指定	昭60. 10. 1	絹本著色、五大尊像	1幅
市指定	昭60. 10. 1	絹本著色、愛染明王像	1幅
市指定	昭61. 10. 1	絵馬（酒井忠勝寄進）	2面
市指定	平 2. 3. 30	板絵著色お竹大日昇天の図 一勇斎国芳筆	1枚
市指定	平 2. 3. 30	板絵著色お竹如来図	1枚
市指定	平 2. 3. 30	板絵著色お竹大日堂図	1枚
市指定	平13. 3. 16	紙本金泥阿弥陀如来来迎図 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	紙本著色紅梅・雲中文殊・白梅 天真一品法親王御筆	3幅
市指定	平17. 3. 6	絹本淡彩開山御尊像逆般若心経 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	絹本墨画開山御尊像逆般若心経 脇侍金剛・除魔 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	紙本墨画文殊菩薩（稚児文殊） 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	絹本墨画制吨迦童子立像 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	紙本著色開山御尊像 脇侍金剛・除魔童子像 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	紙本淡彩瀟湘八景図 天宥別当筆	1巻
市指定	平17. 3. 6	紙本著色釈迦三尊像	3幅
市指定	平17. 3. 6	絹本著色胤海別当讃画	1幅
市指定	平17. 3. 6	紙本著色菊と鶏 斎藤墨湖筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	絹本著色山水花鳥 多田誠晃筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	紙本淡彩唐山水 狩野常信筆	双幅

## 指定文化財一覧

## (彫刻の部)

番号	区分	指定年月日	名 称	員数
1	国	平20. 7. 10	銅造如来立像	1 軀
2	県	昭27. 4. 1 (昭30. 8. 1)	木造大威徳明王像 (大威徳殿安置)	1 軀
3	県	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	石造聖観音立像	1 軀
4	県	昭30. 10. 25	銅造如意輪観音坐像 (拝殿安置)	1 軀
5	県	昭30. 10. 25	木造阿弥陀如来 及び両脇侍立像	3 軀
6	県	昭55. 5. 12	木造阿弥陀如来立像 (歴史博物館安置)	1 軀
7	県	昭55. 5. 12	木造毘沙門天立像 (歴史博物館安置)	1 軀
8	県	昭55. 5. 12	木造毘沙門天立像 (歴史博物館安置)	1 軀
9	県	平 9. 10. 28	木造金剛力士立像 附 像内納入文書1通	2 軀
10	県	平10. 9. 4	木造阿弥陀如来立像	1 軀
11	県	平10. 9. 4	木造阿弥陀如来立像	1 軀
12	県	平10. 9. 4	木造地藏菩薩立像	1 軀
13	県	平14. 11. 5	木造阿弥陀如来坐像 附 観音菩薩・勢至菩薩立像 附 極楽寺本尊縁記	1 軀 2 軀 1 巻
14	県	平29. 4. 28	観音三尊懸仏	1 面
15	市	昭42. 7. 4	石造金剛界大日如来像	1 軀
16	市	昭45. 1. 21	仁王木像	2 軀
17	市	昭45. 1. 21	雷神像・風神像	2 軀
18	市	昭45. 1. 21	飯山白衣権現木像	1 軀
19	市	昭45. 1. 21	姥坐木像	1 軀
20	市	昭45. 1. 21	閻魔大王座木像	1 軀
21	市	昭45. 1. 21	大日如来坐像	1 軀
22	市	昭45. 1. 26	木造釈迦如来坐像	1 軀
23	市	昭49. 6. 1	木造阿弥陀如来立像	1 軀
24	市	昭49. 6. 1	木造十一面観音立像	1 軀
25	市	昭49. 6. 1	木造文殊菩薩騎獅像	1 軀
26	市	昭53. 2. 28	木造勢至菩薩坐像	1 軀
27	市	昭53. 2. 28	木造不動明王立像 及び両童子像	3 軀
28	市	昭58. 1. 31	木造阿弥陀如来坐像	1 軀
29	市	昭59. 8. 25	木造毘沙門天立像	1 軀
30	市	昭61. 4. 1	胎藏界大日如来坐木像	1 軀
31	市	昭61. 4. 17	木造虚空蔵菩薩坐像	1 軀
32	市	昭61. 10. 1	薬師如来坐像	1 軀
33	市	昭61. 10. 1	地藏菩薩坐像	1 軀
34	市	昭61. 10. 1	古面	3 面
35	市	昭61. 10. 1	木造阿弥陀如来坐像	1 軀
36	市	昭62. 12. 25	木造釈迦如来坐像	1 軀
37	市	昭63. 12. 26	木造阿弥陀如来坐像	1 軀
38	市	昭63. 12. 26	木造勝尊上人坐像	1 軀
39	市	平 元. 3. 27	十王像	12 軀
40	市	平 元. 10. 27	木造十一面観世音菩薩立像	1 軀
41	市	平 4. 3. 31	木造阿弥陀如来立像	1 軀
42	市	平 4. 3. 31	木造阿弥陀如来立像	1 軀
43	市	平 4. 3. 31	木造阿弥陀如来立像	1 軀
44	市	平 5. 3. 26	獅子頭	1 面
45	市	平 5. 3. 26	狛狗	1 対
46	市	平 5. 3. 26	墓股	4 個
47	市	平 5. 7. 23	銅造阿弥陀如来立像	1 軀
48	市	平 5. 7. 30	鉄造地藏尊	2 軀

番号	区分	指定年月日	名 称	員数
49	市	平 5. 7. 30	木造金剛力士立像	2 軀
50	市	平 5. 7. 30	木造蜂子皇子（能除太子）倚像	1 軀
51	市	平 7. 5. 1	木造虚空藏菩薩坐像 多賀明神立像 木造大日如来坐像（胎藏界）	3 軀
52	市	平 7. 5. 1	銅造阿弥陀如来坐像 附厨子華鬘	1 軀
53	市	平 7. 5. 1	黄金堂本尊三十三観音 附腹篋文書 坐像3軀・立像30軀	
54	市	平 7. 5. 1	木造金剛力士立像	2 軀
55	市	平 7. 5. 1	銅造三宝荒神立像	1 軀
56	市	平 7. 5. 1	照光寺三体佛 正観世音菩薩坐像 阿弥陀如来坐像 大日如来坐像（胎藏界）	3 軀
57	市	平 7. 5. 1	木造大日如来坐像（金剛界）	1 軀
58	市	平10. 3. 18	木造阿弥陀如来立像	1 軀
59	市	平13. 3. 16	木造三面大黒天立像	1 軀
60	市	平13. 3. 16	木造土肥平坐像	1 軀
61	市	平13. 3. 16	木造地藏菩薩坐像（岩町地藏）	1 軀
62	市	平16. 7. 30	木造阿弥陀如来坐像 附 木造阿弥陀如来立像（胎内仏） 附 木造観音菩薩・勢至菩薩坐像	1 軀 1 軀 2 軀
63	市	平17. 3. 6	懸 銅 聯 東坡	2 枚
64	市	平17. 3. 6	天宥法印追悼句版本	1 枚
65	市	平17. 3. 6	石造手水鉢	1 箇
66	市	平17. 3. 6	石造手水鉢	1 箇
67	市	平17. 3. 6	石造橋梁（六字橋）	1 梁
68	市	平17. 3. 6	木造徳尼公坐像	1 軀
69	市	平17. 3. 6	鉄造釈迦誕生佛立像	1 軀
70	市	平17. 3. 6	荒沢寺臂切不動尊版本	1 枚
71	市	平17. 3. 6	石造閻魔大王坐像・書記官	3 軀
72	市	平17. 3. 6	荒沢寺常火堂華表	1 基
73	市	平17. 4. 28	木造阿弥陀如来立像	1 軀
74	市	平17. 9. 22	木造聖観世音菩薩坐像 附木造聖観世音菩薩坐像（胎内佛）	1 軀
75	市	平22. 4. 20	木造天部立像（N-002）	1 軀
76	市	平22. 4. 20	木造天部立像（N-003）	1 軀

## 指定文化財一覧

## (工芸品の部)

番号	区分	指定年月日	名 称
1	国宝	昭27. 2. 29	太刀 銘 信房作 附 糸巻太刀拵
2	国宝	昭28. 3. 31	太刀 銘 真光 附 糸巻太刀拵
3	国	大 4. 3. 26 (昭25. 8. 29)	銅燈籠竿 (文和元年7月25日の銘)
4	国	昭10. 4. 30 (昭25. 8. 29)	短刀 銘 吉光 名物信濃藤原
5	国	昭32. 2. 19	色々威胴丸 兜、頬当、 大袖、籠手付
6	国	昭48. 6. 6	銅鉢 蔵王権現御宝前、 正和二年云々の刻銘がある
7	国	昭48. 6. 6	梵鐘 (羽黒山寂光寺、建治元年8月27日の刻銘)
8	国	昭60. 6. 6	能装束 紅地蜀江文黄緞狩衣 白地草花海賦文辻が花染肩裾小袖
9	国	昭60. 6. 6	能装束 藍紅紋紗地太極図印金狩衣
10	県	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	鉄擬宝珠 文禄2年癸巳5月吉日の銘
11	県	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	銅狛犬 慶長18年癸丑3月吉日の銘
12	県	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	狩衣 (萌黄地桐に隅入角に鳳凰の丸模様)
13	県	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	厚板唐織 (浅葱紅段菊芙蓉唐草模様)
14	県	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	狩衣 (花色三巴に的車模様金入)
15	県	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	狩衣 (納戸地花菱亀甲鳳凰模様)
16	県	昭30. 10. 25	色々威伊予佩楯
17	県	昭31. 5. 11	唐織 (紅地秋草蝶模様)
18	県	昭31. 5. 11	唐織 (白地、雲、なでしこ、藤模様)
19	県	昭31. 5. 11	唐織 (紅地稲妻形金入菊模様)
20	県	昭31. 5. 11	唐織 (白地伊予簾夕顔模様)
21	県	昭31. 5. 11	厚板唐織 (白花色段簾源氏香花車夕顔模様)
22	県	昭31. 5. 11	縫箔 (七宝繁桐模様胴箔地)
23	県	昭31. 5. 11	長絹 (紫地浪に蛇籠紅葉模様)
24	県	昭31. 5. 11	唐織 (白地亀甲牡丹尾長模様)
25	県	昭31. 5. 11	厚板 (花色地花菱亀甲繁雲に火炎太鼓模様)
26	県	昭31. 5. 11	縫箔 (紅地紅葉扇面青海波模様)
27	県	昭31. 5. 11	厚板 (白茶地雲鶴向鳥襷模様)
28	県	昭31. 5. 11	厚板 (黄黒段秋草胡蝶模様)
29	県	昭31. 5. 11	長絹 (紫地帆掛舟に松模様金入)
30	県	昭31. 5. 11	縫箔 (白地楡垣松藤模様)
31	県	昭31. 5. 11	縫箔 (うこん地垣に秋草模様)
32	県	昭31. 5. 11	狩衣 (紫地楡垣葡萄に蝶模様金入)
33	県	昭31. 5. 11	縫箔 (胴箔地牡丹に扇面模様)
34	県	昭37. 4. 6	太刀 無銘 伝千手院
35	県	昭37. 4. 6	脇差 銘 則房
36	県	昭38. 1. 22	刀 金粉銘 国宗
37	県	昭38. 1. 22	刀 朱銘 (光常) 来国光 光忠折紙付
38	県	昭41. 4. 6	刀 銘 羽州大泉住豊前守 藤原清人 明治三年八月 日
39	県	昭52. 3. 28	線刻不動明王鏡像 (瑞花鸞齋鏡)
40	県	昭61. 8. 12	朱塗黒糸威 二枚胴具足兜小具足付
41	県	平30. 1. 12	熊本藩細川家九曜紋・庄内藩酒井家酢漿草紋入り雜道具 一式 附 雜道具揃覧 一通
42	市	昭42. 7. 4	銅鑄擬宝珠 元和四戊午年 霜月吉辰の銘がある
43	市	昭42. 7. 4	銅鑄擬宝珠 元和四戊午年霜月吉辰の銘がある
44	市	昭42. 7. 4	銅鑄擬宝珠 寛永十六巳卯年八月吉日の銘がある
45	市	昭43. 4. 12	総覆輪32間筋兜
46	市	昭43. 4. 12	古瀬戸茶壺
47	市	昭43. 12. 2	琵琶 銘 武蔵野
48	市	昭43. 12. 2	鰐口 慶長十八年太才癸丑 五月吉日の銘がある
49	市	昭43. 12. 2	鰐口 慶長十六年辛亥 卯月吉日の銘がある
50	市	昭43. 12. 2	鉄鉢 慶長十六年辛亥 四月十四日の銘がある
51	市	昭44. 3. 1	薙刀 無銘 伝直江志津 附薙刀拵
52	市	昭45. 1. 21	青銅製仏餉鉢
53	市	昭45. 1. 21	半鐘
54	市	昭45. 1. 21	鰐口 (伊藤助右衛門尉家清)
55	市	昭45. 1. 21	鰐口 (藤原朝臣家清)
56	市	昭45. 1. 21	鰐口 (江戸時代)
57	市	昭45. 1. 21	鰐口 (室町時代)
58	市	昭46. 3. 26	梵鐘
59	市	昭49. 5. 31	大太鼓
60	市	昭51. 3. 31	大日坊山号額

番号	区分	指定年月日	名 称
61	市	昭58. 4. 1	関神社の懸仏
62	市	昭59. 2. 27	銅製十一面観世音菩薩坐像
63	市	昭59. 2. 27	銅製十一面観世音菩薩坐像
64	市	昭59. 2. 27	銅製鰐口
65	市	昭61. 4. 1	鰐口
66	市	昭61. 4. 1	鰐口
67	市	昭61. 4. 1	鰐口
68	市	昭63. 2. 1	鉄製葬頭河の優婆尊像
69	市	平元. 3. 27	甲冑群
70	市	平2. 3. 30	太刀 銘 月山
71	市	平2. 3. 30	刀 銘 月山兼國作
72	市	平2. 3. 30	脇差 銘 長會祢興正作
73	市	平2. 3. 30	脇差 銘 出羽國莊内住一英 依竹内君命造之文化四年八月日
74	市	平2. 3. 30	刀 銘 出羽國莊内住人池田一秀入道電軒 文化十一年甲戌八月吉祥日 附黒石目地塗文雲文高塗半太刀拵
75	市	平2. 3. 30	太刀 銘 出羽國住池田一秀入道電軒 文政元年五月吉祥日 附太刀拵
76	市	平2. 3. 30	拵 黒石目地塗鞘脇差拵 (赤文一作)
77	市	平4. 3. 31	山伏笈
78	市	平4. 3. 31	鰐口 延宝2年9月吉祥日の銘
79	市	平7. 11. 22	刀 表 月山正信作 銘 裏 永正二年八月吉
80	市	平7. 11. 22	雨下猛虎図鐔 銘 船田一琴義長 (花押)
81	市	平7. 11. 22	白衣観音図鐔 銘 一琴 (花押)
82	市	平12. 7. 25	鬼面
83	市	平13. 3. 16	太刀 藤島一派行光重信合作刀 附 金梨地三ツ巴紋散鞘太刀拵
84	市	平13. 3. 16	鰐口 永和3年7月日の銘
85	市	平13. 3. 16	鳳笙
86	市	平13. 3. 16	梵鐘
87	市	平13. 3. 16	木造地藏像懸仏 天文16年正月吉日の刻印
88	市	平17. 3. 6	東照宮経机 貞享三丙寅年の銘
89	市	平17. 3. 6	最上胴丸
90	市	平17. 3. 6	鐔 天寿別当作
91	市	平17. 3. 6	竹取翁面 春日佛師作
92	市	平17. 3. 6	弁慶の粕鍋
93	市	平17. 3. 6	青い目の人形

## 指定文化財一覧

## (書跡の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
国重文	昭27. 3. 29	禅院額字 潮音堂	1幅
県指定	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	芭蕉消息	1巻
県指定	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	二行書 荻生徂徠 筆	1幅
県指定	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	天宥追悼句 芭蕉筆	1幅
県指定	昭37. 1. 22	紙本墨書 思無邪 後水尾天皇宸翰	1幅
県指定	昭38. 1. 22	紙本墨書 芭蕉手簡 (図司左吉宛)	1幅
市指定	昭52. 3. 22	紙本墨書 敬天愛人 西郷南州 筆	1幅
市指定	昭62. 12. 15	紙本墨書 妙法蓮華經 清領院 筆	8巻
市指定	平 1. 8. 24	芭蕉筆 芭蕉庵三日月日記	1巻
市指定	平 1. 8. 24	芭蕉筆 書翰	1幅
市指定	平 1. 8. 24	芭蕉ほか自筆 短冊張り交ぜ三幅対	3幅
市指定	平 1. 8. 24	芭蕉筆 日光山懐紙	1幅
市指定	平 2. 3. 30	和歌 後柏原天皇真筆	1筆
市指定	平 2. 3. 30	和歌 後奈良天皇真筆	1幅
市指定	平 2. 3. 30	一行書 後水尾天皇真筆	1幅
市指定	平13. 3. 16	慈眼大師御訴訟事	1幅
市指定	平13. 3. 16	羽黒山縁起	1巻
市指定	平13. 3. 16	直江兼続書状	1巻
市指定	平13. 3. 16	掛軸紙本墨書 南無阿弥陀佛名号 宥俊筆	1幅
市指定	平13. 3. 16	宥俊書状	1幅
市指定	平17. 3. 6	宥俊御状の覚	1巻
市指定	平17. 3. 6	和歌 後奈良天皇宸翰	1幅
市指定	平17. 3. 6	三十六人歌合 尊圓法親王御自筆	1巻
市指定	平17. 3. 6	和歌 舜仁親王御染筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	南無能除太子尊号 天宥別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	連歌 天宥別当筆	1巻
市指定	平17. 3. 6	三十六歌仙 天宥別当筆	1巻
市指定	平17. 3. 6	島文	1巻
市指定	平17. 3. 6	和歌 胤海別当筆	1幅
市指定	平17. 3. 6	東照宮縁起	3巻
市指定	平17. 3. 6	三日月塚誌	1幅
市指定	平17. 3. 6	短冊 (舜仁親王略歴紹介) 覚諄別当筆	1枚
市指定	平17. 3. 6	扁額大東学校 有栖川熾仁親王揮毫	1枚
市指定	平17. 3. 6	扁額佛照山 澄海別当筆	1枚
市指定	平17. 3. 6	貴船大神 有栖川宮熾仁親王筆	1幅

## 指定文化財一覧

## (典籍の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
県指定	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	大泉叢誌	139冊
県指定	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	鶏肋篇	204巻
県指定	昭30. 10. 25	大般若経残巻 卷子仕立 附 唐櫃3合 袂27箇 残闕一括	116巻
市指定	昭61. 10. 1	大般若経	1組
市指定	平13. 3. 16	紙本紺地金泥妙法蓮華経	8巻
市指定	平13. 3. 16	羽黒山御九重守版木	7枚

## 指定文化財一覧

## (古文書の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
市指定	昭42. 7. 4	武藤義氏寺領安堵状	1通
市指定	昭42. 7. 4	武藤義氏寺領寄進状	1通
市指定	昭42. 7. 4	直江山城守寺領寄進状	1通
市指定	昭42. 7. 4	最上義光寺領寄進状	1通
市指定	昭42. 7. 4	小関三英書簡	47通
市指定	昭43. 12. 2	大宝寺城堪忍分宛行状	1通
市指定	昭43. 12. 2	武藤義氏寄進状	1通
市指定	昭43. 12. 2	最上義光寄進状	1通
市指定	昭43. 12. 2	元禄九年 鶴ヶ岡城下大絵図	1枚
市指定	昭43. 12. 2	亀ヶ崎城下大絵図	1枚
市指定	昭45. 1. 21	山之覚	2通
市指定	昭45. 1. 21	年貢皆済状	2通
市指定	昭45. 1. 21	制札板書	8枚
市指定	昭45. 1. 21	青銅棟札	1枚
市指定	昭51. 11. 26	蛸井興屋検地帳	
市指定	昭51. 11. 26	最上義光寄進状	
市指定	昭51. 11. 26	山境争論裁許状	
市指定	昭51. 11. 26	野山境争論裁許状	
市指定	昭51. 11. 26	添川検地帳	
市指定	昭54. 7. 20	酒井家旧記 後世記 10冊 大泉紀年 12冊 後世記起源 1冊	23冊
市指定	昭54. 7. 20	進藤重記自筆稿本 出羽国風土畧記 10冊 出羽国大社考 4冊	14冊
市指定	昭54. 7. 20	安倍親任自筆稿本 筆濃餘理 本篇 11冊 附録 7冊 附録追加 3冊	21冊
市指定	昭54. 7. 20	荘内藩主酒井氏 長岡転封阻止一件関係資料	56冊
市指定	昭54. 7. 20	荘内藩主酒井氏 長岡転封阻止一件関係資料 夢乃浮橋 5巻	6巻
市指定	平 5. 4. 26	最上義光寄進状	2通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	8通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	11通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 6. 10. 20	最上義光寄進状	1通
市指定	平 7. 11. 22	最上義光寄進状	1通

## 指定文化財一覧

## (考古資料の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
国重文	昭12. 7. 29 (昭25. 8. 29)	銅鏡 羽黒山御手洗池出土	1 9 0 面
県指定	昭28. 8. 31 (昭30. 8. 1)	硬玉類 (玉川遺跡出土)	32箇
県指定	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	硬玉類 玉川遺跡出土	1 1 箇
県指定	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	硬玉類 玉川遺跡出土	5 箇
県指定	昭28. 12. 17 (昭30. 8. 1)	硬玉類 玉川遺跡出土	8 箇
県指定	昭31. 5. 11	独木舟	
県指定	昭33. 3. 4	環状注口土器	1箇
県指定	昭35. 12. 16	硬玉製勾玉類 玉川遺跡出土	5 5 箇
県指定	昭35. 12. 16	硬玉製勾玉類 玉川遺跡出土	3 8 箇
市指定	昭42. 7. 4	岡山遺跡出土品 土器23個 土偶 4個	27個
市指定	昭43. 12. 2	菱津出土石棺	1基
市指定	昭43. 12. 2	笠塔婆	1基
市指定	昭43. 12. 2	卒塔婆	1基
市指定	昭45. 1. 21	石棒	1 箇
市指定	昭58. 1. 31	舍利塔	
市指定	昭58. 1. 31	大甕	
市指定	昭58. 1. 31	緑釉劃花文大盤破片	
市指定	昭60. 6. 1	聖徳太子塔	
市指定	平 元. 3. 27	棟札	1 枚
市指定	平 3. 12. 20	棟札	3 枚
市指定	平 4. 3. 31	大甕経筒 羽黒山頂経塚出土	1 括
市指定	平 4. 3. 31	甕 羽黒山寂光寺山経塚出土	1 口
市指定	平 7. 5. 1	経石 月山頂上出土	1 括
市指定	平17. 3. 6	中世陶器 執行坂窯跡より出土	1 括

## 指定文化財一覧

## (歴史資料の部)

区分	指定年月日	名 称	員数
県指定	昭32. 8. 16	致道館祭器 附絹本着色聖賢画像一幅	1具
県指定	昭37. 1. 12	漢籍版木	317枚
県指定	昭61. 4. 1	出羽一国乃絵図	1張
県指定	平 1. 4. 14	鶴岡城内道具渡目録	1点
県指定	平 2. 4. 3	猷軸 最上川谷地押切渡より柏沢迄絵図	2幅
県指定	平10. 5. 6	峯中碑伝	3基
市指定	昭54. 7. 20	鶴岡美濃派俳諧関係資料 二見形文台 三頼図 芭蕉翁尊像図 蕉門秘訣式拾五条 大泉俳諧叢書 大泉俳諧筆蹟	1脚 1幅 1幅 1冊 12冊 2冊
市指定	昭54. 7. 20	鶴岡美濃派俳諧関係資料 二見形文台 附 制礼	1脚 1枚
市指定	昭58. 1. 31	天保義民関係資料 旗 古文書 巻物	3枚 1冊 2巻
市指定	昭59. 6. 1	旧西田川郡役所 塔時計	1式
市指定	平 2. 9. 21	正保庄内絵図	1舗
市指定	平 4. 3. 31	天宥别当両親供養塔	1基
市指定	平 4. 3. 31	慶安二年十月月源三十三会供養塔板碑	1基
市指定	平 4. 3. 31	石造六面幢	1基
市指定	平 4. 3. 31	佛足石	1基
市指定	平 4. 3. 31	元応二年板碑	1基
市指定	平 4. 3. 31	玉川寺16世嶺南泰策大和尚供養碑寛永八年板碑	1基
市指定	平 9. 3. 26	庄内藩主酒井氏長岡転封阻止一件関係資料 夢の浮橋	3巻
市指定	平11. 1. 28	破軍星旗	1旒
市指定	平12. 6. 13	三石仏像供養塔	1塔
市指定	平13. 3. 16	偏額羽黒三所大権現 公雄別当筆	1枚
市指定	平13. 3. 16	偏額旧南谷紫苑寺 大僧正尚詵筆	1枚
市指定	平13. 3. 16	額三山開基照見大菩薩 一品公猷法親王筆	1枚
市指定	平13. 3. 16	正一位羽黒三所大権現 梶井宮承眞法親王筆	1幅
市指定	平13. 3. 16	秋峯床帳	1冊
市指定	平13. 3. 16	三山總絵図	2巻
市指定	平13. 3. 16	東照大権現 一品公辨親王筆	1幅
市指定	平13. 3. 16	秋峯床帳 折本仕立	1巻
市指定	平13. 3. 16	偏額無量壽菴 覚諄別当筆	1枚
市指定	平13. 3. 16	羽黒山七部集	1巻(7冊)
市指定	平13. 3. 16	三山雅集版木	32枚
市指定	平13. 3. 16	請十方檀那の芳助を蒙りたき華藏院の御願状版木	6枚
市指定	平15. 7. 25	黒い聖母マリア像	1軀
市指定	平17. 3. 6	芭蕉句碑(発句塔)	1基
市指定	平17. 3. 6	南谷句碑(翁塚)	1基
市指定	平17. 3. 6	芭蕉塚(三日月塚)	1基
市指定	平17. 3. 6	妙法蓮華経壺字壺石供養碑	1基
市指定	平17. 3. 6	随神門華表	1基
市指定	平17. 3. 6	女人禁制碑(是より女人きん世以)	1基
市指定	平17. 3. 6	女人道碑(従是羽黒女人道)	1基
市指定	平17. 3. 6	称願上人名号塔	1基
市指定	平17. 3. 6	南無阿弥陀佛念佛車	1基
市指定	平17. 3. 6	大乘妙典一千部供養塔	1基
市指定	平17. 3. 6	大東学校記碑 附 碑文掛軸	1基
市指定	平17. 3. 6	図司呂丸追悼句碑	1基
市指定	平17. 3. 6	歌碑	1基
市指定	平17. 3. 6	弥陀三尊(弁慶の投げ石)板碑	1基
市指定	平17. 3. 6	庚申塔	1基
市指定	平17. 3. 6	道標 追分石	1基

鶴岡市指定文化財一覧

市指定	平17. 3. 6	道標 追分石	2基
市指定	平17. 3. 6	鶴塚碑	1基
市指定	平17. 3. 6	道標 追分石	1基

## 指定文化財一覧

## (無形民俗文化財)

区分	指定年月日	名 称	員数
国重文	昭51. 5. 4	黒川能	
国重文	平26. 3. 10	松例祭の大松明行事	
県指定	昭51. 8. 9	山戸能	
県指定	昭51. 8. 9	高寺八講	
県指定	昭61. 8. 12	山五十川歌舞伎	
市指定	昭45. 1. 21	田植踊	
市指定	昭47. 7. 24	両所神社御獅子舞	
市指定	昭47. 10. 5	木野俣獅子踊	
市指定	昭49. 6. 1	古郡神楽	
市指定	昭61. 1. 24	小国八幡宮弓射神事	
市指定	平 元. 5. 23	ケヤキキョウダイ	
市指定	平 7. 12. 25	関川のしな織	
市指定	平15. 7. 25	安丹神楽	

## 指定文化財一覧

## (有形民俗文化財)

区分	指定年月日	名 称	員数
国重文	昭38. 5. 15	庄内のぼんどりコレクション	116点
国重文	昭39. 5. 29	庄内の木製酒器コレクション	77点
国重文	昭41. 6. 11	庄内の仕事着コレクション	126点
国重文	昭46. 12. 15	大宝寺焼コレクション	234点
国重文	昭47. 8. 3	庄内及び周辺地のくりものコレクション (附工具21点)	250点
国重文	昭51. 8. 23	庄内浜及び飛島の漁撈用具	1,937点
国重文	昭57. 4. 21	最上川水系の漁撈用具	810点
国重文	平 2. 3. 29	庄内の米作り用具	1800点
県指定	昭41. 4. 6	石敢当	1基
県指定	昭63. 4. 12	遠賀神社の算額	1面
県指定	平10. 12. 1	六所神社の獅子頭	6面
市指定	昭45. 1. 21	石造薬研	1箇
市指定	昭45. 1. 21	徳利	3箇
市指定	昭45. 1. 21	カスガイ	1箇
市指定	昭45. 1. 21	番所防具	8点
市指定	昭48. 5. 1	鶴岡の商業看板コレクション	27点
市指定	昭49. 5. 31	算額	1面
市指定	昭49. 5. 31	算額	1面
市指定	昭49. 5. 31	算額	1面
市指定	昭58. 4. 1	木製香炉	1箇
市指定	昭58. 4. 1	大日坊の版木	53枚
市指定	昭58. 4. 1	厩神社の絵馬	74枚
市指定	平 元. 3. 27	能面	3面
市指定	平 元. 3. 27	能面	10面
市指定	平13. 3. 15	算額	1面
市指定	平23. 2. 22	算額	1面

## (史跡の部)

区分	指定年月日	名 称
国指定	昭26. 6. 9	旧致道館
国指定	平 元. 8. 11	松ヶ岡開墾場
国指定	平14. 11. 15	小国城跡
県指定	昭27. 4. 1 (昭30. 8. 1)	羽黒山南谷
県指定	昭33. 7. 25	須恵器窯跡
県指定	昭38. 1. 22	丸岡城跡及び加藤清正墓碑
県指定	昭47. 1. 17	玉川縄文遺跡
県指定	昭52. 10. 12	平形館跡
県指定	昭55. 1. 7	十五里ヶ原古戦場
市	昭45. 1. 26	三学の窟 附 石像 青銅不動明王像 石造経筒 陶製筒 石造狛犬
市	昭47. 10. 5	古代鼠ヶ関址および同関戸生産遺跡
市	昭50. 5. 28	瘞琴碑(えいきんのひ)
市	昭51. 3. 31	越中山遺跡
市	昭51. 3. 31	砂川A遺跡
市	昭51. 11. 26	藤島城跡
市	昭57. 3. 31	梅津中将墓碑
市	昭57. 3. 31	白文庫竹童碑
市	昭57. 3. 31	備中街道追分石
市	昭57. 3. 31	松山街道追分石
市	昭57. 3. 31	羽黒街道追分石
市	昭57. 3. 31	新関因幡守墓碑
市	昭59. 11. 30	歴史の道
市	昭61. 1. 24	関川の戊辰役激戦地跡
市	昭61. 4. 17	加藤清正夫人・加藤忠廣 母子の墓
市	平 元. 3. 27	上山城主 里見越後守主従の墓地
市	平 元. 3. 27	赤川渡し舟跡(弘法の渡し)
市	平 元. 5. 23	近世念珠関址
市	平 元. 10. 27	藤九郎清水
市	平 4. 3. 31	破釈堂別当所墓地
市	平 5. 7. 30	羽黒山南谷別当供養地
市	平14. 1. 15	首なし地藏堂と修理塚
市	平17. 3. 6	称願上人墓所
市	平17. 3. 6	行尊塚 附 桃清水

(名勝の部)

区分	指定年月日	名 称
国	昭16. 4. 23 (昭25. 8.29)	金峰山
国	昭51. 12. 27	酒井氏庭園
国	昭62. 8. 1	玉川寺庭園
県	昭36. 5. 6	摩耶山

## (天然記念物の部)

区分	指定年月日	名 称
国特別	昭26. 6. 9 (昭30. 8. 13)	羽黒山のスギ並木
国	昭 2. 4. 8 (昭25. 8. 29)	熊野神社の大スギ
国	昭26. 6. 9	文下のケヤキ
国	昭26. 6. 9	南谷のカスミザクラ
国	昭26. 6. 9	羽黒山の爺スギ
国	昭26. 6. 9	山五十川の玉スギ
国	昭26. 6. 9	早田のオハツキイチョウ
国	昭47. 12. 9	月山
国	昭52. 4. 2	三瀬気比神社社叢
県	昭27. 4. 1	湯田川の乳イチョウ
県	昭28. 2. 13 (昭30. 8. 1)	曹源寺のヒサカキ
県	昭28. 2. 13 (昭30. 8. 1)	村上屋の念珠のマツ
県	昭27. 4. 1 (昭30. 8. 1)	十文字開発記念樹
県	昭27. 4. 1 (昭30. 8. 1)	添川の根子スギ
県	昭27. 4. 1 (昭30. 8. 1)	大日坊の皇壇スギ
県	昭31. 11. 24	マルバシャリンバイの自生地
県	昭37. 1. 12	金峯山の大フジ
県	昭39. 3. 17	馬場町のタブの木
県	昭52. 3. 28	三瀬葉山ニッポンユビナガコウモリ群棲地
市	昭45. 1. 26	中山の五葉マツ
市	昭45. 1. 26	母狩のこぶナシ
市	昭45. 1. 26	本田のケヤキ
市	昭45. 1. 26	中清水のスギ
市	昭45. 1. 26	光明寺の笠マツ
市	昭45. 1. 26	日枝神社のケヤキ
市	昭46. 5. 1	気比神社のサカキ
市	昭46. 5. 1	気比神社のシラカシ
市	昭45. 1. 26	藤倉のスギ
市	昭49. 5. 31	庄内柿の原木
市	昭49. 6. 1	六所神社ケヤキ
市	昭51. 3. 31	乳銀杏
市	昭52. 3. 22	由豆佐売神社のモミ
市	昭57. 3. 5	勝地の杉
市	昭58. 4. 1	池の平のシナノキ
市	昭58. 4. 1	白滝不動尊のモミ
市	昭58. 5. 1	井岡寺のシダレザクラ
市	昭60. 6. 1	両所神社社叢

鶴岡市指定文化財一覧

市	昭60. 10. 1	宮泉寺のヒサカキ
市	昭61. 1. 24	住吉神社社叢タブノキ純林
市	昭62. 12. 25	熊野長峰湿原群
市	昭63. 2. 1	柳久瀬皇太神社の大銀杏
市	平 4. 3. 31	カスミ桜
市	平 8. 7. 17	注連寺七五三掛桜
市	平10. 7. 24	木野俣熊野神社の巨木群
市	平17. 3. 1	三栗屋のアカマツ

## 登録有形文化財(建造物)

番号	分類	登録年月日	名 称	員数
1	国登録	平10. 1. 16	石名坂家住宅主屋	1 棟
2	国登録	平10. 1. 16	石名坂家住宅蔵	1 棟
3	国登録	平10. 9. 2	安良町公民館 (旧鶴岡警察署大山分署)	1 棟
4	国登録	平11. 6. 7	風間家旧宅(丙申堂) 表門	1 棟
5	国登録	平11. 6. 7	風間家旧宅(丙申堂) 西側板塀	1 棟
6	国登録	平12. 10. 18	旧鶴岡町消防組第八部 消防ポンプ庫	1 棟
7	国登録	平14. 2. 14	風間家旧別邸無量光苑釈迦堂□	1 棟
8	国登録	平15. 7. 1	風間家旧別邸無量光苑土蔵□	1 棟
9	国登録	平15. 7. 1	風間家旧別邸無量光苑表門□	1 棟
10	国登録	平15. 7. 1	風間家旧別邸無量光苑中門□	1 棟
11	国登録	平15. 7. 1	風間家旧別邸無量光苑北門□	1 棟
12	国登録	平15. 7. 1	風間家旧別邸無量光苑板塀□	1 棟
13	国登録	平27. 11. 17	善寶寺龍王殿	1 棟
14	国登録	平27. 11. 17	善寶寺五百羅漢堂	1 棟
15	国登録	平27. 11. 17	善寶寺龍華庵	1 棟
16	国登録	平27. 11. 17	善寶寺五重塔	1 棟
17	国登録	平27. 11. 17	善寶寺山門	1 棟
18	国登録	平27. 11. 17	善寶寺総門	1 棟

船舶所有者の照会先

情報の内容	照会先	連絡先	
	漁船 ※( )内のアルファベットは漁船登録された都道府県を示す	TEL	FAX
①船舶番号 (小型船舶にあつては、検査済票番号ともいう) ②信号符字 ③漁船登録番号(漁船に限る) ④船名 ⑤船籍港	(YM)山形県庄内総合支庁水産振興課漁業調整担当	0234-24-6046	0234-24-6164
	(AT)秋田県農林水産部水産漁港課漁業管理班	018-860-1893	018-860-3849
	(AM)青森県農林水産部水産局水産振興課漁業管理グループ	017-734-9593	017-734-8166
	(HK)北海道水産林務部水産局漁業管理課許認可グループ	011-204-5479	011-232-1095
	(NG)新潟県農林水産部水産課調整係	025-280-5313	025-283-0361
	(TY)富山県農林水産部水産漁港課漁政係	076-444-3293	076-444-4412
	(IK)石川県農林水産部水産課漁業管理グループ	076-225-1653	076-225-1656
※漁船については③、漁船以外については① 又は②の情報で、所有者の特定が可能だが、 確実性を期すため④⑤の情報も可能な範囲で 確認すること。	漁船以外	TEL	FAX
	(大型船舶(総トン数20トン以上)) 国土交通省海事局検査測度登録測度室	03-5253-8639	03-5253-1644
	(小型船舶(総トン数20トン未満)) 日本小型船舶検査機構	03-3239-0828	03-3239-0829

自動車所有者の照会先

情報の内容	照会先	連絡先	
		TEL	FAX
車両ナンバー	(登録自動車)国土交通省東北運輸局山形運輸支局庄内自動車 検査登録事務所	0235-66-4118	0235-66-2751
	(軽自動車)軽自動車検査協会山形事務所庄内支所	050-3816-1836	0235-68-0162
車検証・車台番号	国土交通省東北運輸局山形運輸支局	023-686-4711	023-686-5012

災害廃棄物搬入承諾申請書 兼 減免申請書

年 月 日

鶴岡市長

住所	
氏名 ※法人名及び代表者名	
電話番号	

災害に起因する廃棄物（災害ごみ）を市民用仮置場に搬入したいので、裏面の注意事項を遵守して、下記のとおり申請します。

ごみが発生した場所		
ごみの種類 (該当するものすべてに○)	1	一辺が 2m を超える大型家具
	2	一辺が 2m 以下の家具類（主に木製またはプラスチック製のもの）
	3	一辺が 2m 以下の家具類（主に金属類）
	4	金属製品（家具類を除く）
	5	ガラス類、ガラス製品
	6	たたみ
	7	その他の燃えるごみ
	8	燃えないごみ（瓦、ブロック、土砂等）
	9	家電製品（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコンを除く）
	10	その他のごみ（具体的に： )

## 注意事項

### 搬入にあたって守っていただくこと

1.搬入ごみの検査を受けること。
2.市民用仮置場内では、最徐行すること。
3.搬入ごみは、種類ごとに指定された場所に自ら降ろすこと。
4.市民用仮置場内では、火気を使用しないこと。
5.その他、係員の指示に従うこと。

### 搬入できるもの

鶴岡市内で、災害により発生又は破損したごみであって、以下の「搬入できないもの」に該当しないごみ
---

### 搬入できないもの

1.家庭ごみ、紙類、缶・びん等、プラ製容器包装 ※収集再開後、ごみステーションに排出してください。
2.事務ごみ
3.毒性、危険性、引火性を有するもの ※電池、毒・劇薬、農薬、溶剤、塗料、廃油、ガスボンベ、消火器、ぱってりー、火薬、ガソリン、灯油、ライター等
4.火気のあるもの ※燃え殻等
5.著しい悪臭を発するもの、多量の汚水を排出するもの
6.法令でリサイクルが義務付けられているもの ※テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、パソコン
7.その他処理が難しいもの